

第12回匝瑳市子ども・子育て会議  
会議次第

令和元年12月4日（水）  
午後1時30分～3時00分  
匝瑳市民ふれあいセンター  
2階 第3会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 第二次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- (2) その他

3 閉 会

**第二次**  
**匝瑳市子ども・子育て支援事業計画**  
**(素案)**

(令和元年(2019年)11月時点)

令和2年(2020年)3月  
匝 瑳 市



# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の策定にあたって.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の策定方法.....	2
(1) ニーズ調査の実施.....	2
(2) 前計画の事業評価.....	2
(3) 「第二次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ」の開催.....	2
(4) 「匝瑳市子育て支援対策委員会」の開催.....	2
(5) 「匝瑳市子ども・子育て会議」の開催.....	2
5. 計画の進行管理.....	3
(1) 点検、評価.....	3
(2) 計画の推進体制.....	3
(3) 計画内容の周知徹底.....	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	4
1. 匝瑳市の現状.....	4
(1) 人口.....	4
(2) 家族や地域の状況.....	9
(3) 就業の状況.....	15
(4) 保育サービス等の提供状況.....	17
(5) 子ども・子育てをめぐる問題の動向.....	20
(6) 子育て支援サービス等の状況.....	21
2. ニーズ調査から見た子育ての状況.....	25
(1) 調査の概要.....	25
(2) 子育て家庭を取り巻く状況.....	26
(3) 保護者の就労状況.....	29
(4) 教育・保育事業について.....	33
(5) 子育ての悩みや各種施策について.....	38
3. 現計画の事業評価.....	43
(1) 評価の基準.....	43
(2) 評価結果.....	44
4. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	45
(1) 保育サービスの確保と子育て支援の充実.....	45
(2) 子育てする保護者へのための多様な支援の充実.....	45
(3) 子どもを育む、安全で安心できる場の整備.....	45

第3章 計画の基本的な考え方 .....	46
1. 基本理念 .....	46
2. 基本目標 .....	47
基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり .....	47
基本目標2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり .....	47
基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり .....	47
3. 施策体系 .....	48
第4章 施策の推進 .....	49
基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり .....	49
(1)子育て家庭への支援 .....	49
(2)子育てを地域で支える意識・体制づくり .....	56
基本目標2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり .....	59
(1)保護者と子どもの健康の確保、増進 .....	59
(2)仕事と子育てが両立できる環境の整備 .....	64
基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり .....	68
(1)子育てを支援する生活環境の整備 .....	68
(2)安全対策の推進 .....	69
(3)子どもが健やかに育つための環境づくり .....	72
第5章 量の見込みと確保方策 .....	79
(1)教育・保育提供体制区域の設定 .....	79
(2)教育・保育の量の見込・確保方策 .....	80
(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込・確保方策 .....	84
(4)教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保 .....	94
(5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	94
(6)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に 関する事項 .....	95
参考資料 .....	96
匝瑳市子ども・子育て会議条例 .....	96
匝瑳市子ども・子育て会議 委員名簿 .....	96
策定経過 .....	96

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の策定にあたって

本市では、平成26年度（2014年度）に「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所等の教育・保育サービス、就学前の子どもの一時的預かりやつどいの広場等の地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ等の様々な子育て支援事業の提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下等さまざまな課題があり、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が国全体で進められている状況となっています。今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子育てをする当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、本市の子どもとその保護者が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、第一次の「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況を検証し、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第2期匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、全ての18歳未満の子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が令和2年度（2020年度）4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「匝瑳市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付け、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

### 3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本方針に即して、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

【図表 1-3-1 計画の期間】

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
前計画		計画の期間				
計画の策定						

### 4. 計画の策定方法

#### (1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、未就学児童の保護者 973人と就学児童の保護者 951人の合計 1,924人を対象として、「匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

#### (2) 前計画の事業評価

平成27年（2015年）3月に策定した子ども・子育て支援事業計画に掲げた施策の実施状況について、事業評価を行い、評価結果に基づいて、本計画の各施策の見直しを行いました。

#### (3) 「第二次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキンググループ」の開催

子ども・子育てに関する施策の協議及び検討、意見集約並びに連絡調整を行い、子ども・子育て支援事業計画の総合的かつ効率的な策定を図るため、市の子ども・子育て支援事業関係課の実務担当者により、計画の内容について審議しました。

#### (4) 「匝瑳市子育て支援対策委員会」の開催

本市の子ども・子育て支援施策を、総合的かつ効果的に推進するとともに、子育て支援に関する総合調整を図るため、市の子ども・子育て支援事業関係課の責任者により、計画の内容について審議しました。

#### (5) 「匝瑳市子ども・子育て会議」の開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、児童の保護者、子ども・子育て支援事業に従事する者、学識経験者等で構成する「匝瑳市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議を重ねました。

## 5. 計画の進行管理

---

### (1) 点検、評価

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には計画の見直しを行います。

### (2) 計画の推進体制

進行管理に当たっては、匝瑳市子ども・子育て会議において、意見を聴くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施に当たっては、行政と関係機関とのネットワークを図るとともに、匝瑳市子育て支援対策委員会において総合調整を行い、推進していきます。また、国、県の関係機関とも連携を図っていきます。

### (3) 計画内容の周知徹底

本計画は、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組みを実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

# 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

## 1. 匝瑳市の現状

### (1) 人口

#### 1) 総人口の推移と推計人口

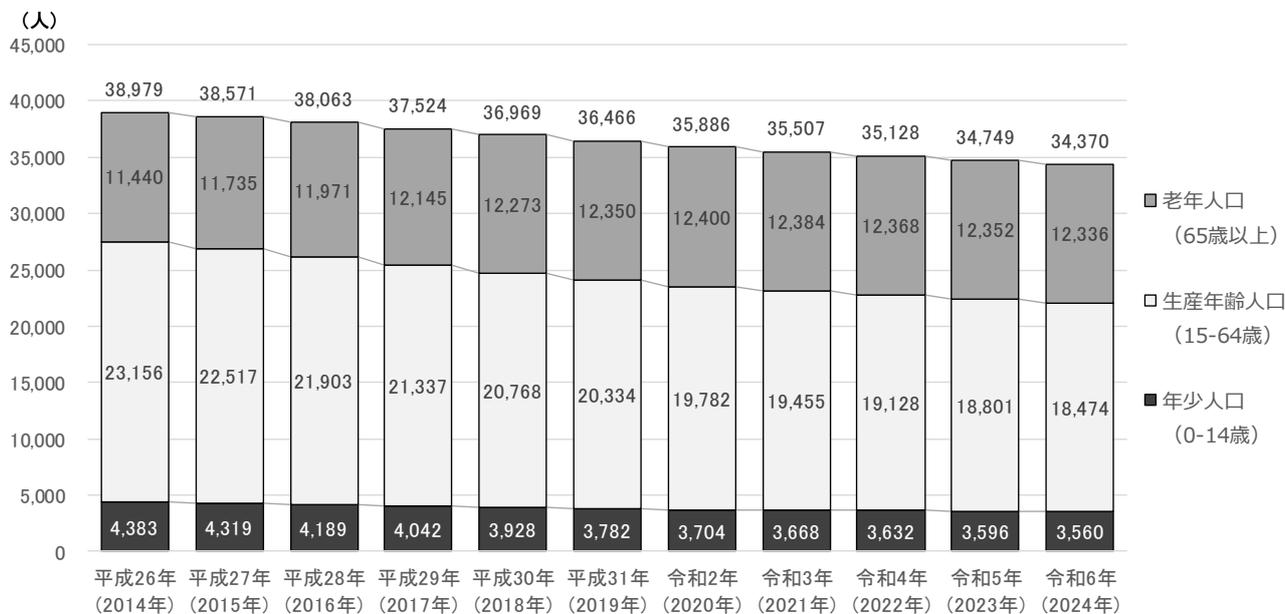
人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、前計画最終年度の平成31年（2019年）では37,000人を割り込んでいます。年齢別人口では、老年人口（65歳以上）は増加しており、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

推計人口をみると減少傾向は続き、令和6年度（2024年度）には34,370人となる見込みです。

【図表 2-1-1-1 総人口の推移と推計人口】

（単位：人）

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年少人口 (0-14歳)	4,383	4,319	4,189	4,042	3,928	3,782	3,704	3,668	3,632	3,596	3,560
生産年齢人口 (15-64歳)	23,156	22,517	21,903	21,337	20,768	20,334	19,782	19,455	19,128	18,801	18,474
老年人口 (65歳以上)	11,440	11,735	11,971	12,145	12,273	12,350	12,400	12,384	12,368	12,352	12,336
総数	38,979	38,571	38,063	37,524	36,969	36,466	35,886	35,507	35,128	34,749	34,370



資料：平成26年（2014年）～平成31年（2019年）「は千葉県年齢別・町字別人口（4月1日現在）の実績値、令和2年（2020年）以降は「匝瑳市人口ビジョン」より算出

## 2) 年齢3区分別人口割合の推移と推計

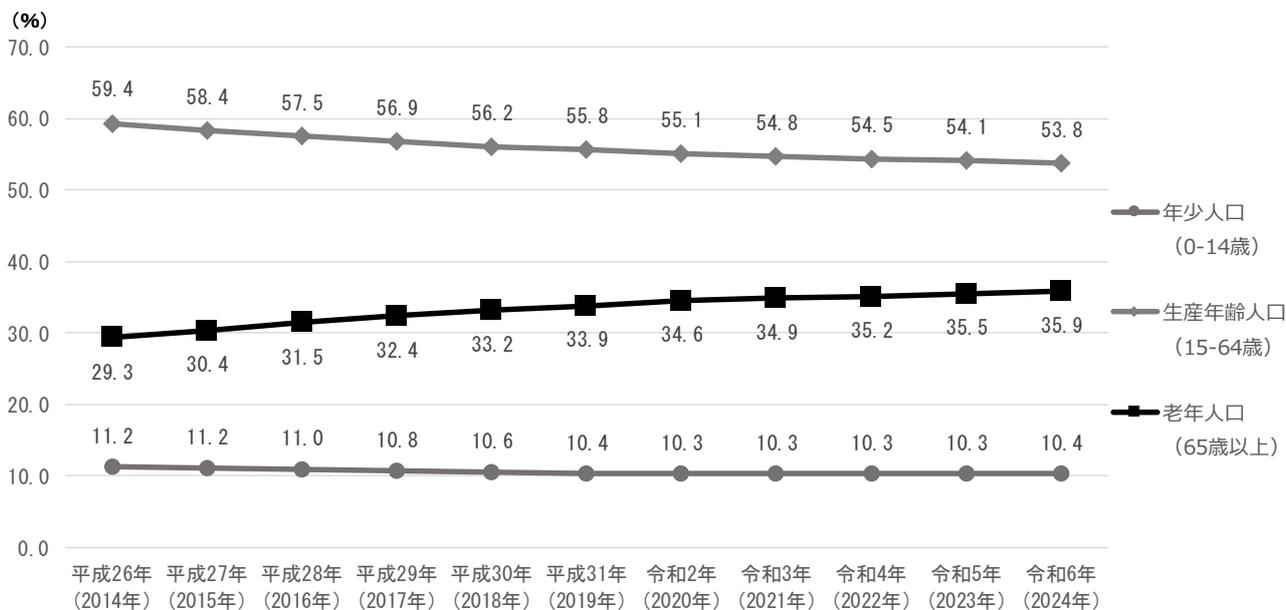
年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合は、減少傾向に推移している一方、老年人口は増加傾向となっています。

推計値をみると、今後も老年人口（65歳以上）は増加が見込まれます。年少人口（0～14歳）は横ばいの見込みです。

【図表 2-1-1-2 年齢3区分別人口の推移と推計人口】

(単位：%)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年少人口 (0-14歳)	11.2	11.2	11.0	10.8	10.6	10.4	10.3	10.3	10.3	10.3	10.4
生産年齢人口 (15-64歳)	59.4	58.4	57.5	56.9	56.2	55.8	55.1	54.8	54.5	54.1	53.8
老年人口 (65歳以上)	29.3	30.4	31.5	32.4	33.2	33.9	34.6	34.9	35.2	35.5	35.9



資料：平成26年（2014年）～平成31年（2019年）「は千葉県年齢別・町字別人口（4月1日現在）の実績値、令和2年（2020年）以降は「匝瑳市人口ビジョン」より算出

### 3) 18歳未満の子ども人口推移と推計

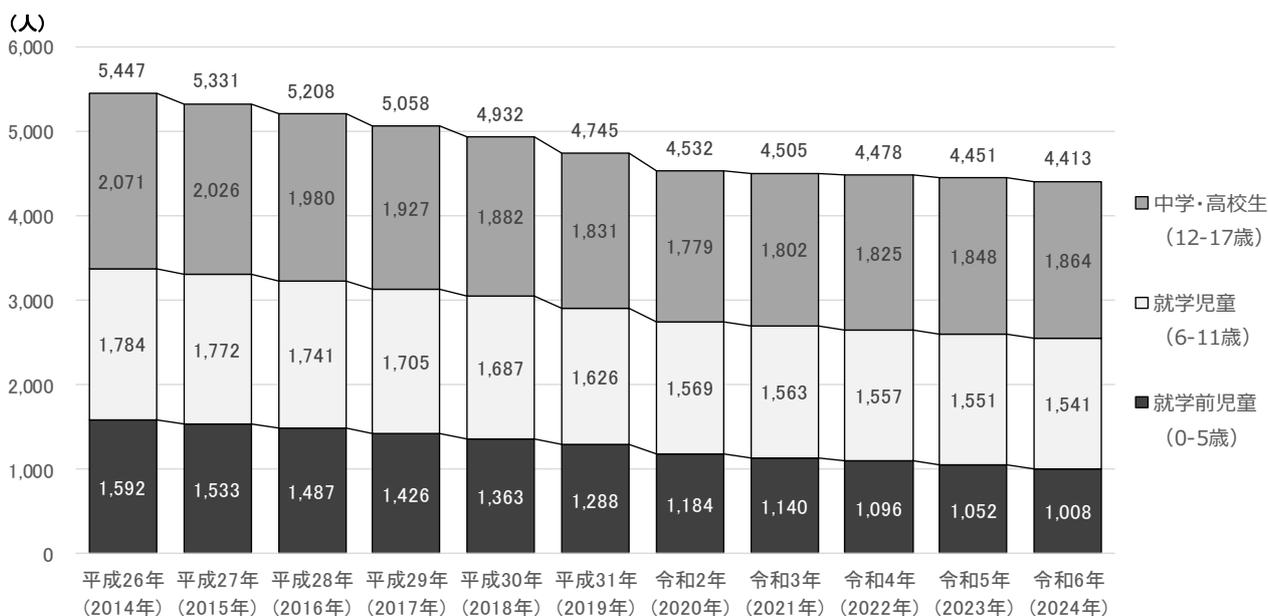
18歳未満の子ども人口は、0～5歳、6～11歳、区分で減少しています。18歳未満の子ども人口は平成31年（2019年）で4,745人となっており、平成26年（2014年）から比べて702人減少しています。

推計値をみても人口は減少傾向であり、令和6年（2024年）には就学前児童（0～5歳）が1,008人、18歳未満の子どもでは4,413人と見込まれます。

【図表 2-1-1-3 就学前児童・就学児童人口の推移と推計】

（単位：人）

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
就学前児童 (0-5歳)	1,592	1,533	1,487	1,426	1,363	1,288	1,184	1,140	1,096	1,052	1,008
就学児童 (6-11歳)	1,784	1,772	1,741	1,705	1,687	1,626	1,569	1,563	1,557	1,551	1,541
中学・高校生 (12-17歳)	2,071	2,026	1,980	1,927	1,882	1,831	1,779	1,802	1,825	1,848	1,864
総数	5,447	5,331	5,208	5,058	4,932	4,745	4,532	4,505	4,478	4,451	4,413



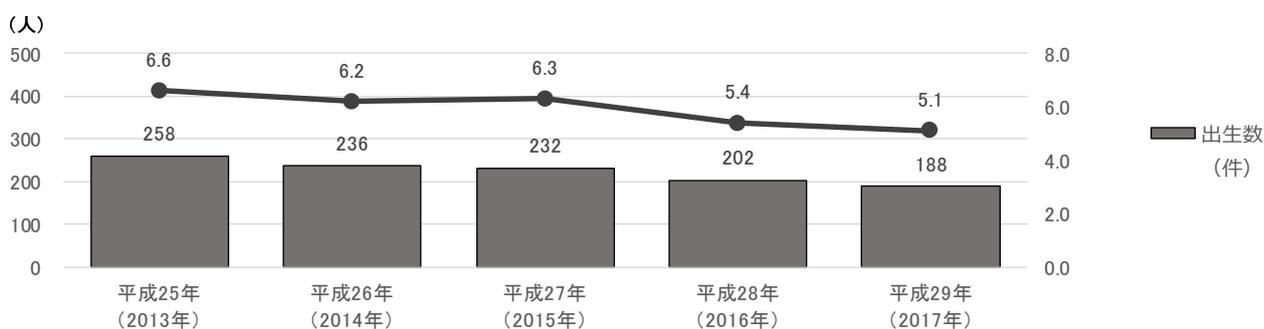
#### 4) 出生数と合計特殊出生率

最近5年間の出生数は、減少傾向にあります。出生率（人口千対）も減少傾向であり、平成28年（2016年）以降は6.0を割り込んでいます。

合計特殊出生率も減少傾向にあり、平成29年（2017年）では、1.23と千葉県と比較して0.11ポイント、全国比では0.2ポイント低くなっています。

【図表 2-1-1-4-1 出生数と出生率の推移】

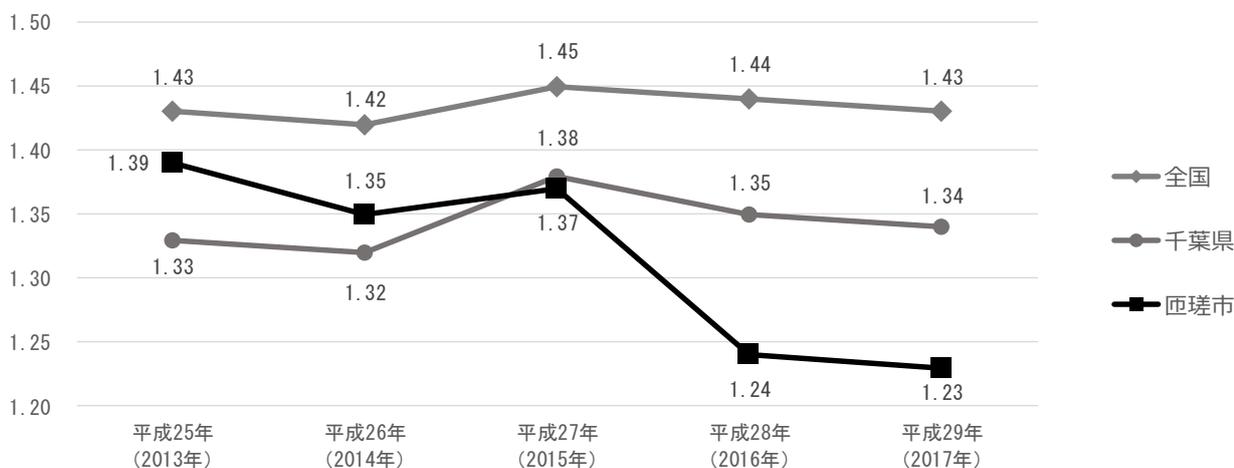
	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
出生数(件)	258	236	232	202	188
出生率 (人口千対)	6.6	6.2	6.3	5.4	5.1



資料：千葉県人口動態統計

【図表 2-1-1-4-2 合計特殊出生率推移（県・国との比較）】

	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
匝瑳市	1.39	1.35	1.37	1.24	1.23
千葉県	1.33	1.32	1.38	1.35	1.34
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43



資料：千葉県人口動態統計

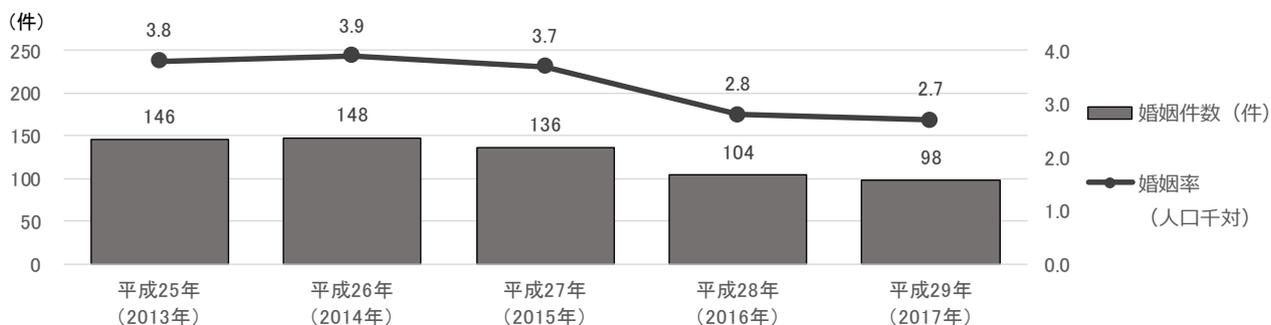
## 5) 婚姻の動向

婚姻件数については、平成26年(2014年)の148件をピークに減少しており、平成29年(2017年)では100を割っています。

一方、離婚件数、離婚率については、平成26年(2014年)は31件と減少していましたが、平成27年(2015年)以降は増加しており、平成29年(2017年)では65件となっています。

【図表 2-1-1-5-1 婚姻件数と婚姻率】

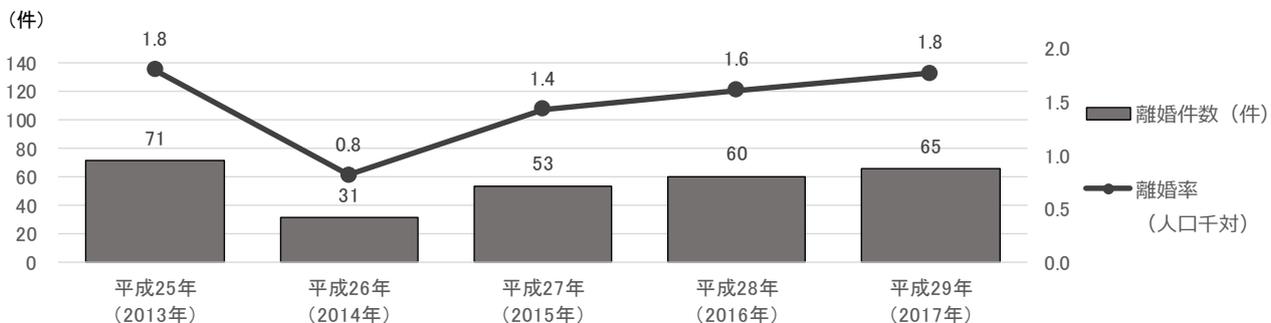
	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
婚姻件数(件)	146	148	136	104	98
婚姻率 (人口千対)	3.8	3.9	3.7	2.8	2.7



資料：千葉県人口動態統計

【図表 2-1-1-5-1 離婚件数と離婚率】

	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
離婚件数(件)	71	31	53	60	65
離婚率 (人口千対)	1.8	0.8	1.4	1.6	1.8



資料：千葉県人口動態統計

## (2) 家族や地域の状況

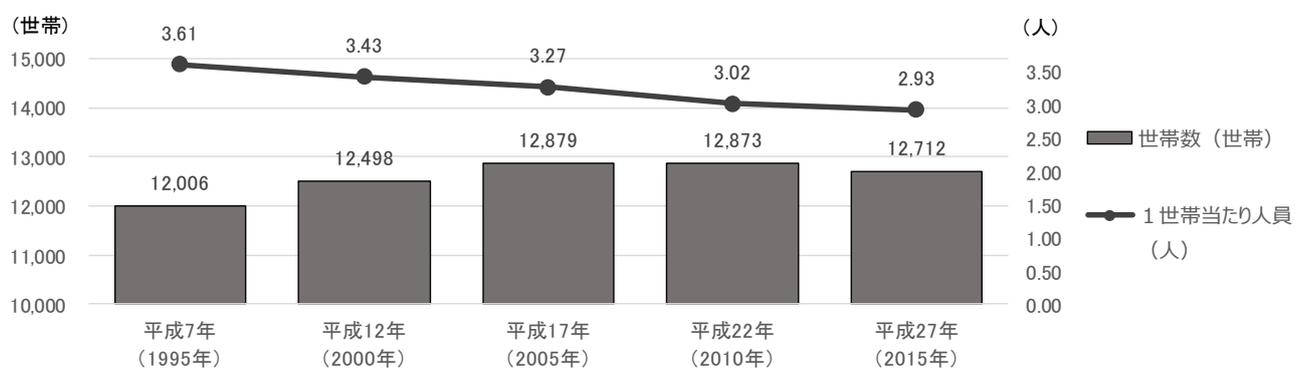
### 1) 世帯数と平均世帯人員の状況

世帯数の推移をみると、平成17年(2005年)をピークに、平成22年(2010年)以降減少しています。

1世帯当たりの平均世帯人員は、減少傾向が続いており、平成27年(2015年)では、2.93人と3人を割っています。

【図表 2-1-2-1 世帯数と平均世帯人員の推移】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
世帯数(世帯)	12,006	12,498	12,879	12,873	12,712
1世帯当たり人員(人)	3.61	3.43	3.27	3.02	2.93



資料：国勢調査

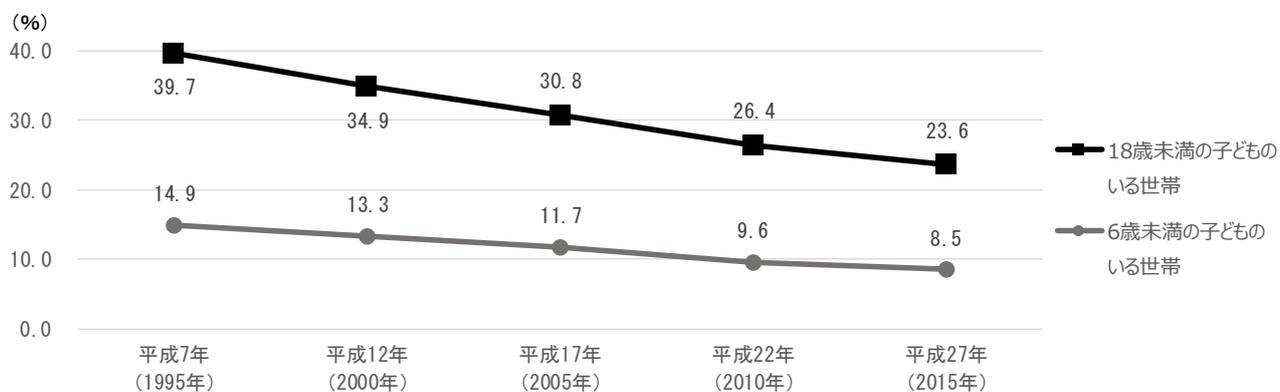
## 2) 子どものいる世帯数の推移

子どものいる世帯数の推移をみると、18歳未満の子どものいる世帯数と6歳未満の子どものいる世帯数共に減少傾向にあります。

【図表 2-1-2-2 子どものいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯	11,991	12,423	12,667	12,845	12,673
18歳未満の子どものいる世帯	4,765	6,335	3,896	3,395	2,986
(%)	39.7	34.9	30.8	26.4	23.6
6歳未満の子どものいる世帯	1,787	1,648	1,481	1,231	1,075
(%)	14.9	13.3	11.7	9.6	8.5



資料：国勢調査

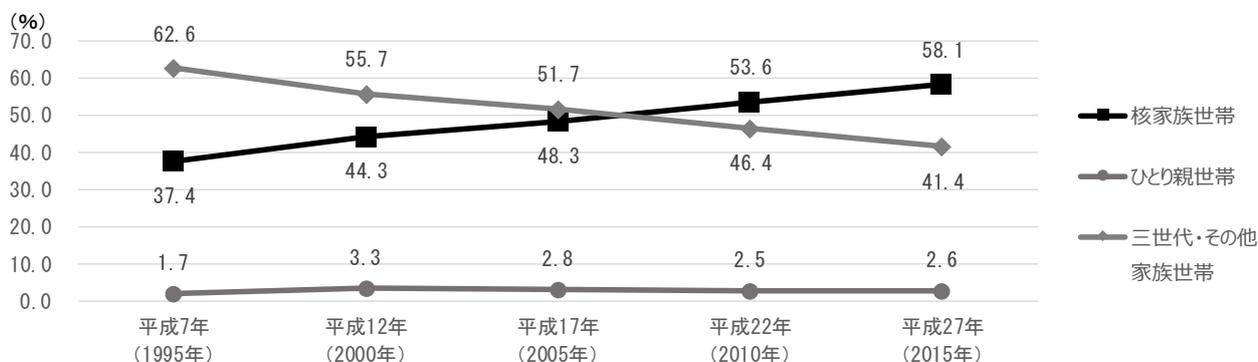
### 3) 子どものいる世帯の家族類型の推移

18歳未満の子どものいる世帯も6歳未満の子どものいる世帯も核家族世帯の割合は増加傾向にあり、平成22年(2010年)以降は半数を超えています。

【図表 2-1-2-3-1 6歳未満の子どものいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
6歳未満の子どものいる世帯	1,787	1,647	1,481	1,231	1,075
核家族世帯	669	729	716	660	625
(%)	37.4	44.3	48.3	53.6	58.1
ひとり親世帯	30	54	41	31	28
(%)	1.7	3.3	2.8	2.5	2.6
三世帯・その他家族世帯	1,118	918	765	571	445
(%)	62.6	55.7	51.7	46.4	41.4

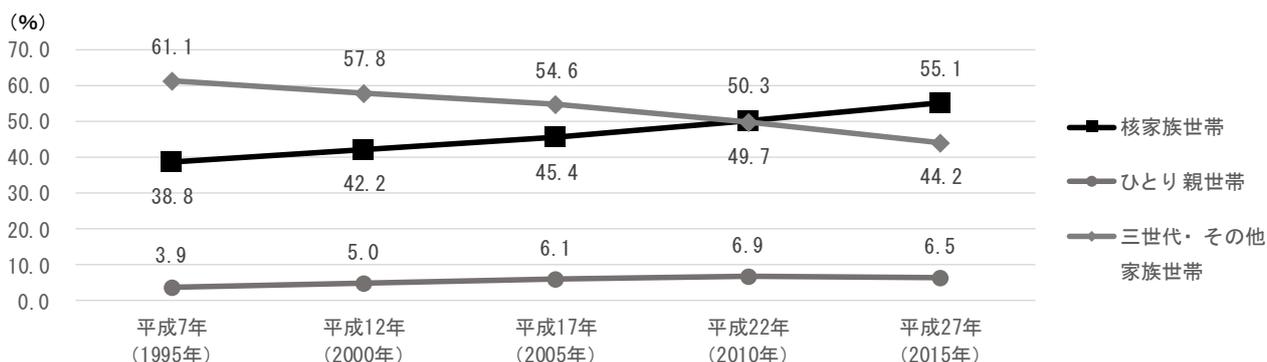


資料：国勢調査

【図表 2-1-2-3-2 18歳未満の子どものいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
18歳未満の子どものいる世帯	5,882	4,335	3,896	3,395	2,986
核家族世帯	1,850	1,829	1,770	1,708	1,646
(%)	38.8	42.2	45.4	50.3	55.1
ひとり親世帯	186	217	239	234	194
(%)	3.9	5.0	6.1	6.9	6.5
三世帯・その他家族世帯	2,913	2,506	2,126	1,687	1,319
(%)	61.1	57.8	54.6	49.7	44.2



資料：国勢調査

#### 4) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、男女ともに年々未婚率が高くなる傾向がみられ、特に男性は平成 22 年（2010 年）以降 40～44 歳の未婚率が 30%を超える高い割合となっています。女性も増加傾向にはありますが、千葉県や全国と比べると低くなっています。

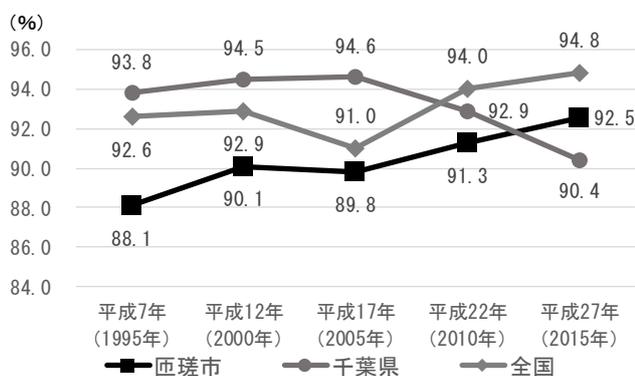
また、20～30 歳代の未婚率の推移をみても、男女ともに年々晩婚化が進んでいることがうかがえます。

【図表 2-1-2-4 未婚率の推移】

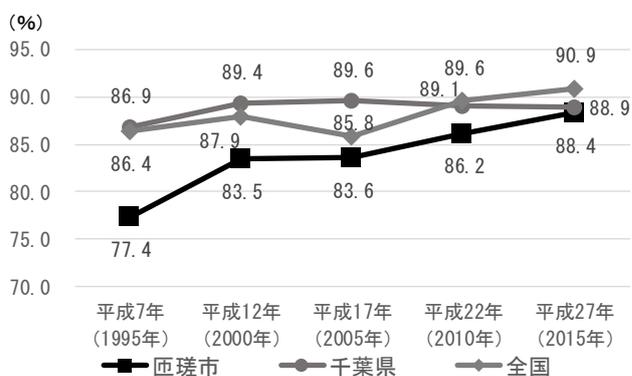
(単位：%)

		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20-24歳	匝瑳市	88.1	77.4	90.1	83.5	89.8	83.6	91.3	86.2	92.5	88.4
	千葉県	93.8	86.9	94.5	89.4	94.6	89.6	92.9	89.1	90.4	88.9
	全国	92.6	86.4	92.9	87.9	91.0	85.8	94.0	89.6	94.8	90.9

##### <20～24 歳 男性>



##### <20～24 歳 女性>

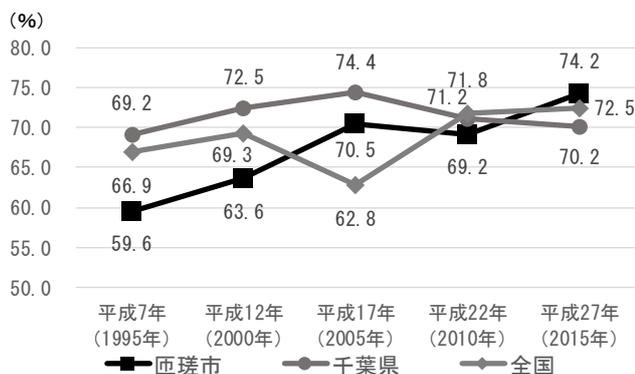


西暦年追記↓

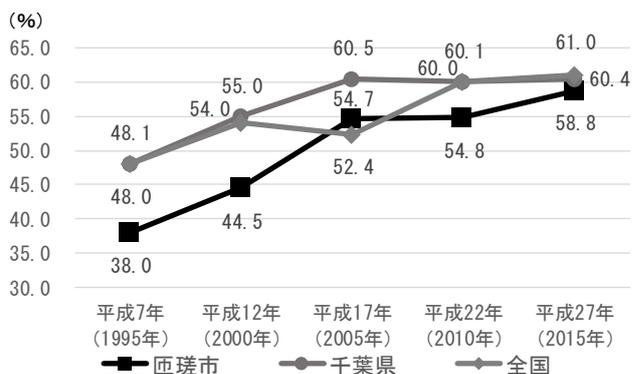
(単位：%)

		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
25-29歳	匝瑳市	59.6	38.0	63.6	44.5	70.5	54.7	69.2	54.8	74.2	58.8
	千葉県	69.2	48.1	72.5	55.0	74.4	60.5	71.2	60.1	70.2	60.4
	全国	66.9	48.0	69.3	54.0	62.8	52.4	71.8	60.0	72.5	61.0

##### <25～29 歳 男性>



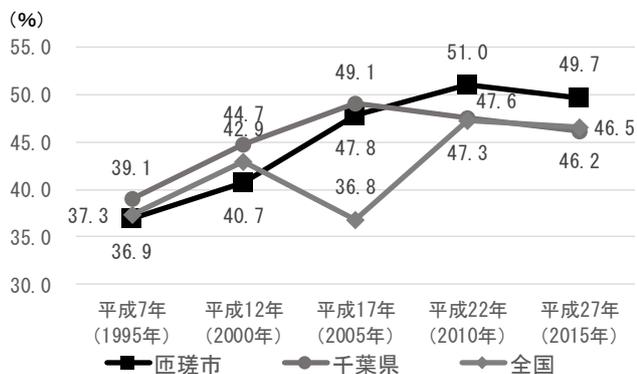
##### <25～29 歳 女性>



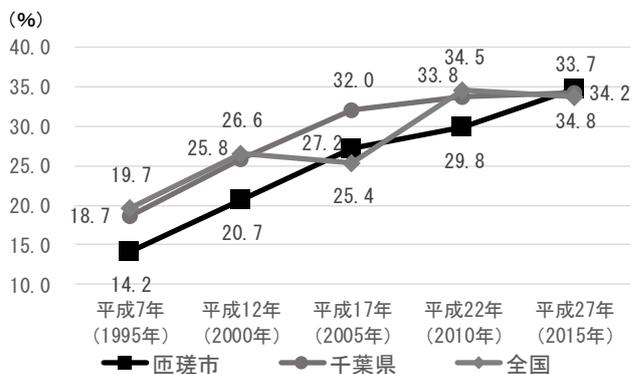
(単位：%)

		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30~34歳	匝瑳市	36.9	14.2	40.7	20.7	47.8	27.2	51.0	29.8	49.7	34.8
	千葉県	39.1	18.7	44.7	25.8	49.1	32.0	47.6	33.8	46.2	34.2
	全国	37.3	19.7	42.9	26.6	36.8	25.4	47.3	34.5	46.5	33.7

<30~34歳 男性>



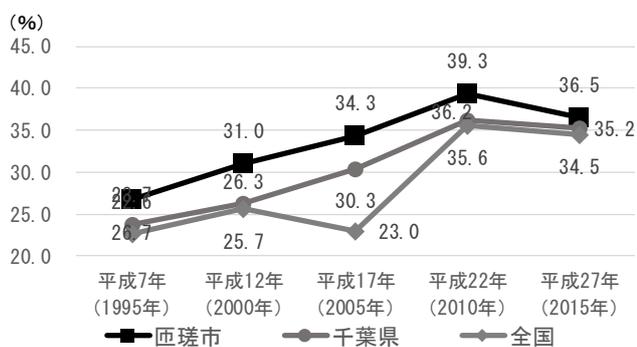
<30~34歳 女性>



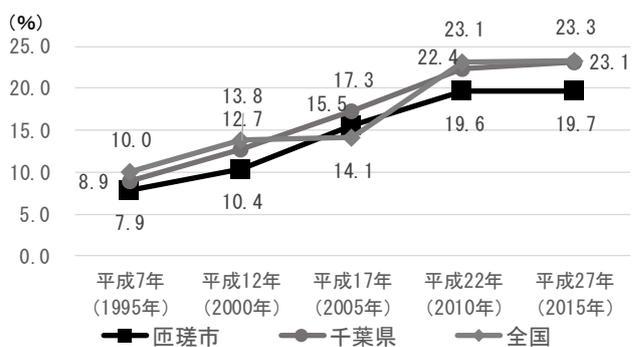
(単位：%)

		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
35~39歳	匝瑳市	26.7	7.9	31.0	10.4	34.3	15.5	39.3	19.6	36.5	19.7
	千葉県	23.7	8.9	26.3	12.7	30.3	17.3	36.2	22.4	35.2	23.1
	全国	22.6	10.0	25.7	13.8	23.0	14.1	35.6	23.1	34.5	23.3

<35~39歳 男性>



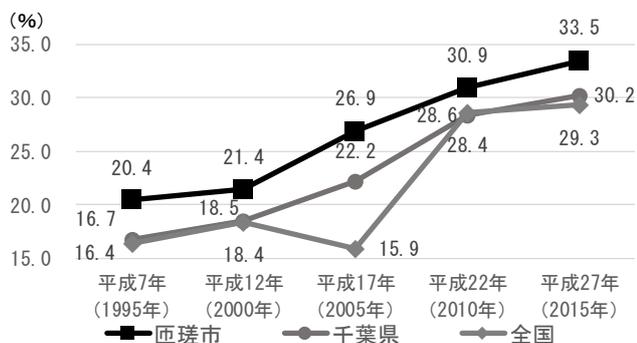
<35~39歳 女性>



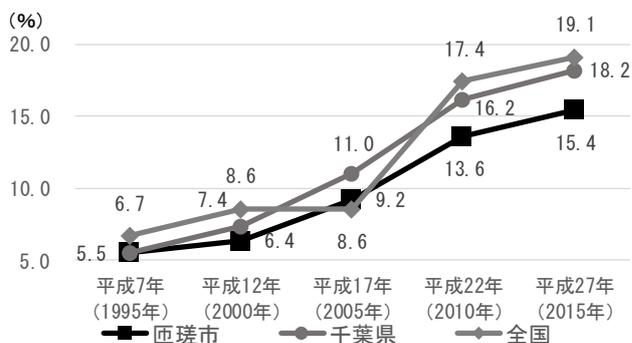
(単位：%)

		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
40-44歳	匝瑳市	20.4	5.5	21.4	6.4	26.9	9.2	30.9	13.6	33.5	15.4
	千葉県	16.7	5.5	18.5	7.4	22.2	11.0	28.4	16.2	30.2	18.2
	全国	16.4	6.7	18.4	8.6	15.9	8.6	28.6	17.4	29.3	19.1

<40~44歳 男性>



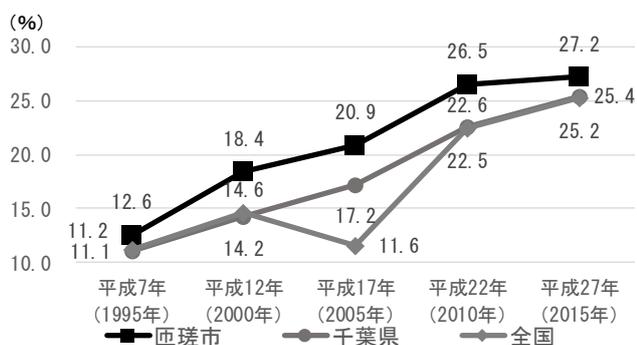
<40~44歳 女性>



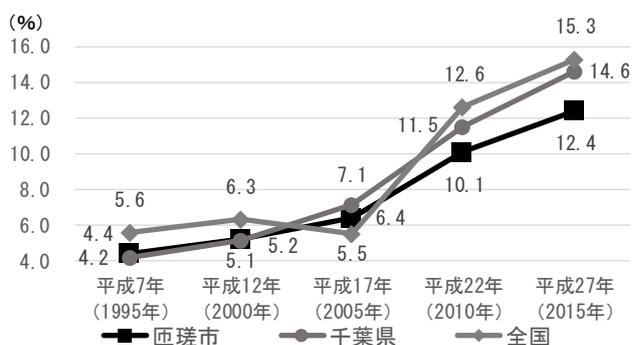
(単位：%)

		平成7年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
45-49歳	匝瑳市	12.6	4.4	18.4	5.2	20.9	6.4	26.5	10.1	27.2	12.4
	千葉県	11.1	4.2	14.2	5.1	17.2	7.1	22.6	11.5	25.4	14.6
	全国	11.2	5.6	14.6	6.3	11.6	5.5	22.5	12.6	25.2	15.3

<45~49歳 男性>



<48~49歳 女性>



資料：国勢調査

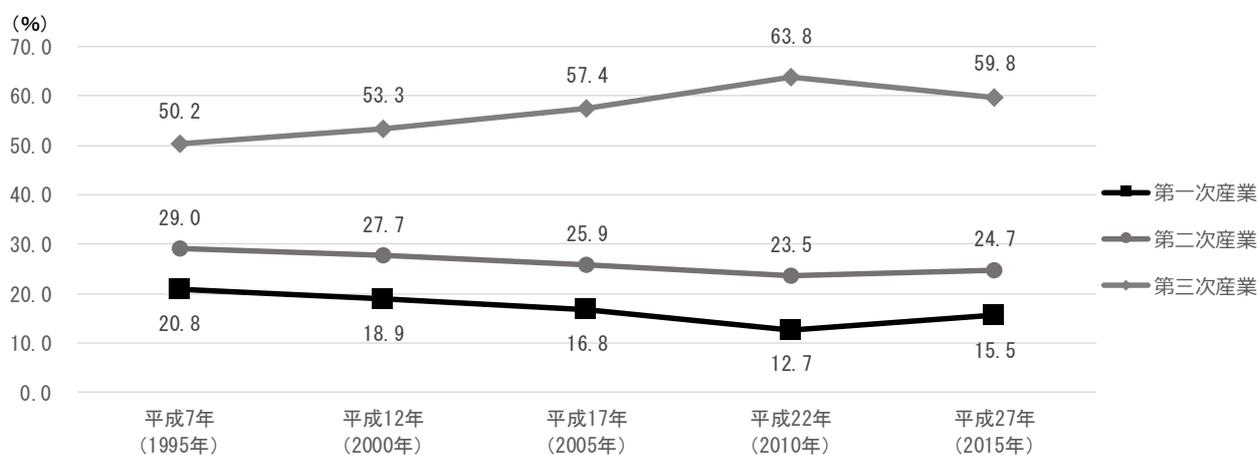
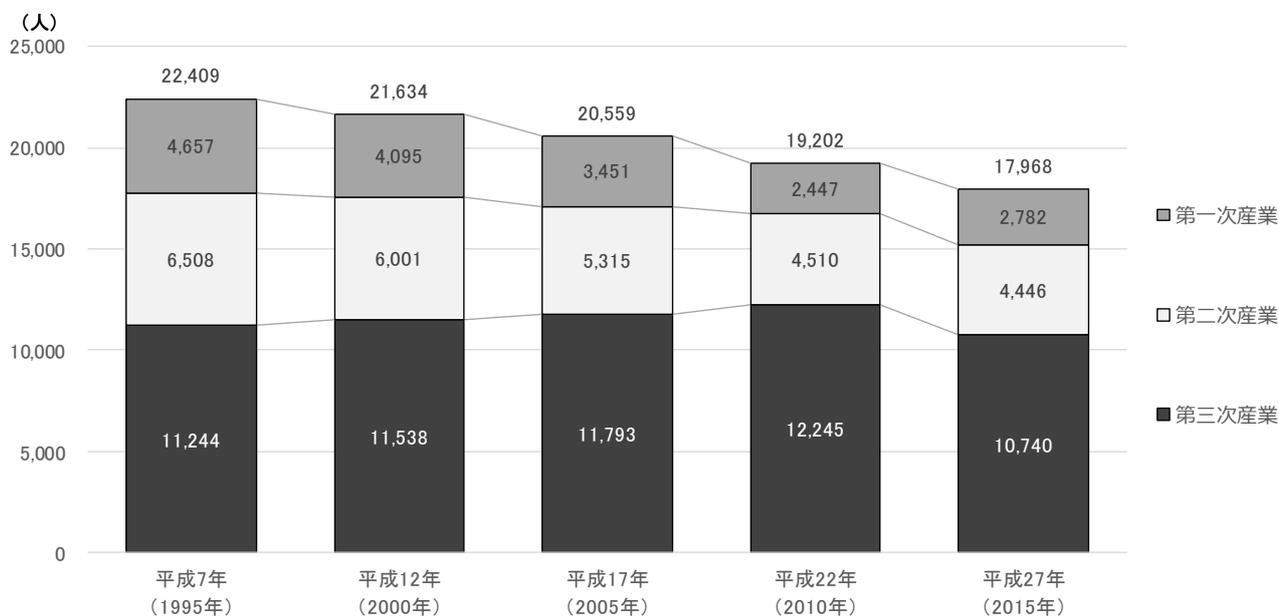
### (3) 就業の状況

#### 1) 産業構造別就業率

産業別就業人口の推移は、就業人口は全体として減少傾向です。産業別の割合において平成22年(2010年)までは、第1次・第2次産業の割合が減少し第3次産業の割合が上昇していましたが、平成27年(2015年)では、第1次・第2次産業が増加し、第3次産業が減少しています。

【図表 2-1-3-1 産業構造別就業率の推移】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総数 (人)	22,409	21,634	20,559	19,202	17,968
第一次産業 (人)	4,657	4,095	3,451	2,447	2,782
(%)	20.8	18.9	16.8	12.7	15.5
第二次産業 (人)	6,508	6,001	5,315	4,510	4,446
(%)	29.0	27.7	25.9	23.5	24.7
第三次産業 (人)	11,244	11,538	11,793	12,245	10,740
(%)	50.2	53.3	57.4	63.8	59.8



資料：国勢調査

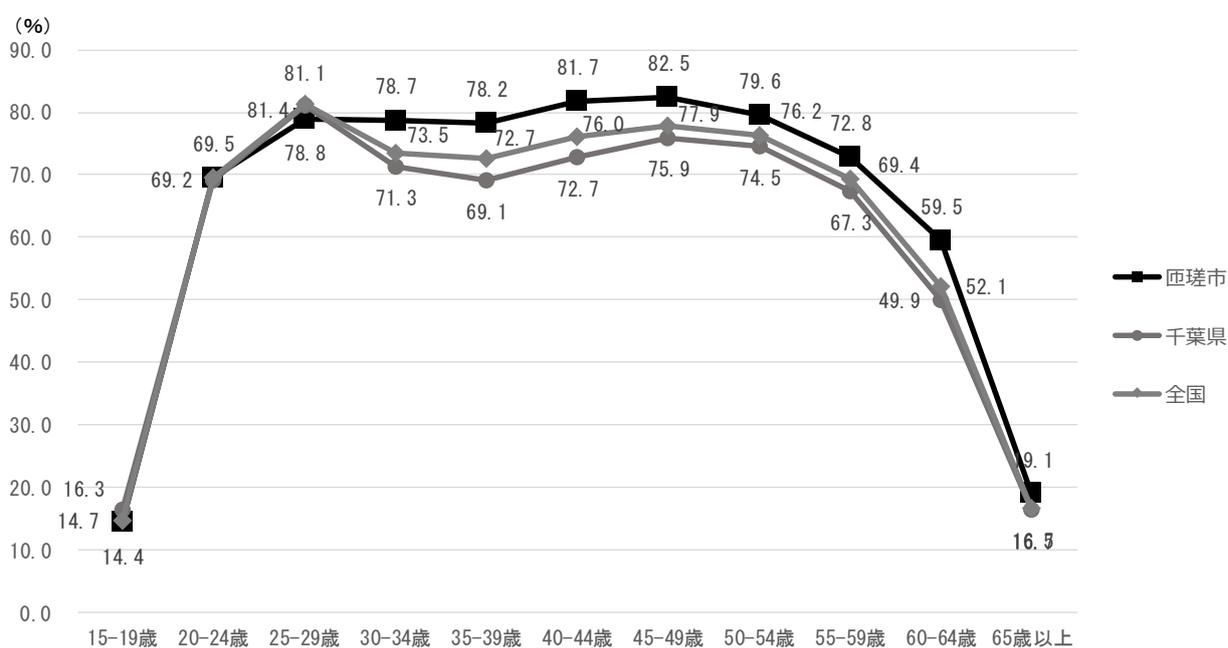
## 2) 女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率をみると、全国的な傾向と同様に、20歳代後半から30歳代前半にかけての子育て期間に一旦低下し、40歳代には再び上昇するM字カーブを描きますが、本市においては、全国と比較すると、30歳代でも高い就業率になっています。

【図表 2-1-3-2 女性の年齢別就業率の推移（県・国との比較）】

（単位：％）

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
匝瑳市	14.4	69.5	78.8	78.7	78.2	81.7	82.5	79.6	72.8	59.5	19.1
千葉県	16.3	69.2	81.1	71.3	69.1	72.7	75.9	74.5	67.3	49.9	16.5
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7



資料：平成 27 年（2015 年）国勢調査

#### (4) 保育サービス等の提供状況

保育サービス等の施設一覧は P.80 に記載

##### 1) 匝瑳市にある保育所（園）・幼稚園等の提供状況

本市には、認定こども園が1か所、公立保育所が4か所、私立保育園が7か所あります。入所児童数は、平成29年（2017年）の953人をピークに減少しており、令和元年（2019年）では899人となっています。年齢別にみると令和元年（2019年）では5歳児が211人と最も多くなっています。

【表 2-1-4-1-1 認可保育所（園）の状況】

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
公立	施設数（ヶ所）	4	4	4	4	4
	定員数（人）	300	300	300	300	300
	入所児童数（人）	227	247	250	245	233
	産休明け～6か月	0	0	0	0	0
	0歳児	6	14	5	6	6
	1歳児	24	34	45	32	28
	2歳児	42	36	46	52	41
	3歳児	58	53	43	55	58
	4歳児	47	61	51	44	53
5歳児	50	49	60	56	47	
私立	施設数（ヶ所）※	7	7	7	8	8
	定員数（人）	600	600	600	664	664
	入所児童数（人）	661	683	703	688	666
	産休明け～6か月	0	0	0	0	0
	0歳児	31	23	22	18	17
	1歳児	85	87	90	73	79
	2歳児	105	122	123	143	102
	3歳児	145	142	159	150	152
	4歳児	136	161	147	164	152
5歳児	159	148	162	140	164	

※ 私立の施設数に認定こども園の1か所を含む。

資料：福祉課

【表 2-1-4-1-2 保育所（園）の児童数と入所率の推移】

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
定員（人）	900	900	900	964	964
入所児童数（人）	888	930	953	933	899
入所率（%）	98.7	103.3	105.9	96.8	93.3

資料：福祉課

本市には、認定こども園が1か所、公立幼稚園が2か所あります。

【表 2-1-4-1-3 幼稚園の状況】

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
施設数	公立	2	2	2	2	2
	私立	1	1	1	0	0
3歳児(人)		27	21	26	23	13
4歳児(人)		32	28	25	24	22
5歳児(人)		23	33	31	26	24
合計		82	82	82	73	59

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

## 2) 小中学校の状況

本市には、公立小学校が10校、中学校が3校あります。

小学校の児童数、中学校の生徒数ともに減少しており、令和元年（2019年）では、小学校の児童数は1,594人、中学校の生徒数は840人となっています。

【表 2-1-4-2-1 小学校の児童数、中学校の生徒数の推移】

(単位：人)

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
小学校 児童数	男子	848	834	820	815	796
	女子	894	877	858	836	798
	合計	1,742	1,711	1,678	1,651	1,594
中学校 生徒数	男子	535	489	447	407	398
	女子	455	447	452	444	442
	合計	990	936	899	851	840

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

## 3) 学童保育（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の状況

本市には、放課後児童クラブが12か所、放課後子ども教室が3か所あります。

総児童数が減少していますが、在籍児童数は増加しており、在籍割合は平成26年（2014年）の28.8%だったのが、令和元年（2019年）においては36.0%と7.2ポイント上昇しています。

【表 2-1-4-3-1 放課後児童クラブの状況】

(単位：人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
放課後児童クラブ数	11	11	11	12	12
指導員数	35	35	35	37	42
定員	455	455	455	475	475
在籍児童数	511	512	555	561	601
総児童数	1,772	1,742	1,711	1,688	1,668
在籍割合(%)	28.8	29.4	32.4	33.2	36.0

資料：学校教育課（各年4月1日現在）

放課後こども教室は、平成30年(2018年)に134人に増加しましたが、令和元年(2019年)ではやや減少しています。

【表 2-1-4-3-2 放課後こども教室の状況】

(単位：人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
定員	120	120	120	120	120
在籍児童数	78	107	132	134	127

資料：学校教育課（各年4月1日現在）

#### 4) 公園と児童遊園

本市の公園数は、令和元年(2019年)に1園増加し、街区公園が9か所、近隣公園が3か所、地区公園が1か所、その他公園が1か所、児童公園が12か所と合計26か所となっています。

【表 2-1-4-4-1 公園と児童遊園数】

(単位：箇所)

		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
公園	街区公園	9	9	9	9	9
	近隣公園	2	2	3	3	3
	地区公園	1	1	1	1	1
	その他公園	1	1	1	1	1
児童遊園		12	12	12	12	12
合計		25	25	26	26	26

資料：都市整備課

## (5) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

### 1) 児童虐待相談取扱い件数

児童虐待の相談取扱い件数は、千葉県は増加傾向にあり、本市では、平成29年(2017年)に61件に増加していましたが、平成30年(2018年)では35件と減少しています。相談内容としては養育困難が最も多くなっています。

【表 2-1-5-1 児童虐待相談取扱い件数(市・県)】

(単位: 件)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
身体的虐待	匝瑳市	4	8	11	6	3
	千葉県	1,520	1,383	1,733	1,643	1,985
養育困難	匝瑳市	5	4	18	34	18
	千葉県	1,390	1,441	1,605	1,642	1,813
性的虐待	匝瑳市	1	0	2	1	0
	千葉県	88	93	94	120	118
心理的虐待	匝瑳市	7	21	23	20	14
	千葉県	2,175	2,651	3,343	3,406	3,631
合計	匝瑳市	17	33	54	61	35
	千葉県	5,173	5,568	6,775	6,811	7,547

資料: 福祉課

### 2) いじめ・不登校の状況

いじめ件数については、平成30年(2018年)の92件が最も多くなっています。不登校件数においては、平成27年(2015年)の28件をピークに減少していましたが、平成30年(2018年)では23件となっています。

【表 2-1-5-1 いじめ・不登校件数】

(単位: 件)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
いじめ件数	61	62	83	83	92
不登校件数	20	28	24	14	23

資料: 学校教育課

## (6) 子育て支援サービス等の状況

### 1) 民生委員・児童委員の状況

民生委員と主任児童委員の合計は、横ばいで推移しており、令和元年（2019年）では87人となっています。

【表 2-1-6-1 民生委員・児童委員数】

(単位：人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
民生委員数	74	74	74	74	74
男性委員数	62	62	60	60	60
女性委員数	12	12	14	14	14
主任児童委員数	13	13	12	13	13
合計委員数	87	87	86	87	87

資料：福祉課（各年4月1日現在）

### 2) 母子・保健サービスの提供状況

母子健康手帳交付、妊婦・産婦・未熟児・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問について、前述の出生数の減少とともに、減少傾向となっています。乳児・幼児訪問指導は平成29年（2017年）に179件に増加しましたが、平成30年（2018年）では151件と減少しています。

【表 2-1-6-2-1 訪問相談等の実施状況】

(単位：件)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
母子健康手帳交付件数	259	249	216	168	198
妊婦・産婦・未熟児・新生児訪問件数	305	303	254	280	243
こんにちは赤ちゃん訪問件数	233	227	186	188	144
乳児 <sup>*</sup> ・幼児訪問指導件数	99	113	151	179	151

※乳児は、こんにちは赤ちゃん訪問以外の乳児

資料：健康管理課

【表 2-1-6-2-2 定期健康診査の受診状況】

(単位：人)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
4か月児健診	対象者数	235	228	204	197	158
	受診者数	230	221	200	191	162
	受診率(%)	97.9	96.9	98.0	97.0	102.5
1歳6か月児健診	対象者数	260	242	227	205	204
	受診者数	257	235	230	195	197
	受診率(%)	98.8	97.1	101.3	95.1	96.6
3歳児健診	対象者数	267	247	265	251	240
	受診者数	263	234	254	249	228
	受診率(%)	98.5	94.7	95.8	99.2	95.0

資料：千葉県母子健康事業実績報告

【表 2-1-6-2-3 歯科健康診査の受診状況】

(単位：人)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
1歳6か月児 歯科健診	受診者数	256	236	230	195	197
	う歯あり	3	1	2	2	0
	罹患率(%)	1.2	0.4	0.9	1.0	0.0
2歳児歯科健診	受診者数	221	249	220	210	203
	う歯あり	12	16	16	12	12
	罹患率(%)	5.4	6.4	7.3	5.7	5.9
3歳児歯科健診	受診者数	253	210	242	229	221
	う歯あり	41	20	43	30	31
	罹患率(%)	16.2	9.5	17.8	13.1	14.0

資料：市町村歯科健康診査実績報告書、千葉県母子健康事業実績報告

【表 2-1-6-2-4 予防瀬一種の状況】

(単位：人)

			平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
不活性化ポリオ	初回	第1回	8	1	0	0	0
		第2回	16	4	1	1	0
		第3回	14	8	3	2	1
	追加		88	21	7	7	3
三種混合	第1期	第1回	0	0	0	0	0
		第2回	0	0	0	0	0
		第3回	3	0	0	0	0
	第1期追加		38	0	0	0	0
四種混合	第1期	第1回	242	229	200	198	148
		第2回	235	225	211	188	161
		第3回	233	223	219	192	157
	第1期追加		245	218	234	211	207
麻疹風疹混合 (MR)	第1期		257	225	233	195	188
	第2期		293	260	243	262	233
日本脳炎	第1期	第1回	292	260	485	281	206
		第2回	289	267	459	296	213
	第1期追加		294	268	260	400	383
	第2期		248	64	544	528	300
BCG			237	227	207	193	154
二種混合			327	294	285	288	284

資料：健康管理課

妊産婦関係の教室は、平成 29 年(2017 年)までマタニティ教室のみでしたが、平成 30 年(2018 年)から産婦の教室を始めているため、開催回数、延参加人数ともに増加しています。

その他の各種教室・相談等については、言葉の相談以外、開催回数はほぼ横ばいで推移しています。延参加人数をみると、平成 30 年(2018 年)において乳幼児健康相談と親子料理教室、発達相談、言葉の相談は増加していますが、それ以外は減少しています。

【表 2-1-6-2-5 各種教室・相談等の状況】

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
妊産婦関係の教室※	開催回数(回)	9	9	9	9	14
	延参加人数(人)	167	130	121	115	152
乳幼児健康相談	開催回数(回)	12	10	10	10	10
	延参加人数(人)	149	145	152	148	177
離乳食教室	開催回数(回)	6	6	6	6	6
	延参加人数(人)	93	69	101	84	63
わんぱくクッキング	開催回数(回)	6	6	6	5	6
	延参加人数(人)	121	143	154	106	86
親子料理教室	開催回数(回)	13	12	12	13	13
	延参加人数(人)	467	432	415	453	465
すくすく歯っぴい	開催回数(回)	10	10	10	10	9
	延参加人数(人)	214	212	200	173	164
歯磨き巡回児童	開催回数(回)	16	18	18	19	18
	延参加人数(人)	893	897	882	864	822
発達相談	開催回数(回)	49	46	46	44	45
	延参加人数(人)	157	144	139	134	153
言葉の相談	開催回数(回)	17	17	17	14	13
	延参加人数(人)	34	29	25	14	20

※妊産婦関係の教室は、平成 29 年(2017 年)まではマタニティクラスのみであったが、平成 30 年(2018 年)より産婦の教室の追加している。

資料：健康管理課

つどいの広場について、開催回数は平成 28 年(2016 年)以降はほぼ横ばいで推移しています。延参加人数は、平成 30 年(2018 年)では 6,599 人となっており、前年と比べて減少しています。

【表 2-1-6-2-6 交流事業】

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
つどいの広場	開催回数(回)	303	308	313	315	314
	延参加人数(人)	8,661	8,797	6,919	7,257	6,599

資料：福祉課

### 3) 各種手当・助成受給の状況

各種手当受給者の受給状況をみると、令和元年（2019年）において、前年と比べ、特別児童扶養手当以外は減少しています。

【表 2-1-6-3-1 各種手当の受給状況】

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
児童手当(世帯) <sup>※1</sup>	2,366	2,301	2,196	2,127	2,056
児童扶養手当(人) <sup>※2</sup>	208	166	146	158	127
特別児童扶養手当(人) <sup>※3</sup>	70(72)	59(61)	58(61)	68(71)	77(81)
障害児福祉手当(人)	30	28	26	25	24

※1 各年度6月現況届対象世帯数

※2 各年度3月末(支給停止者除く)人数

※3 ( )内は児童数

資料：福祉課

子ども医療費助成は、平成30年10月1日より高校生世代の対象を追加しており、以降増加しています。

その他の各種助成受給者の状況をみると、ひとり親家庭等医療費助成は平成27年（2015年）をピークに減少していましたが、平成30年（2018年）では増加しています。自立支援医療については、精神医療と育成医療ともに減少しています。

【表 2-1-6-3-2 各種助成の受給状況】

(単位：人)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
子ども医療費助成 <sup>※1</sup>	4,642	4,542	4,372	4,253	4,945
ひとり親家庭等医療費等助成		260	167	156	237
自立支援医療(精神通院) <sup>※2</sup>	10	8	7	6	5
自立支援医療(育成医療) <sup>※3</sup>	6	7	2	3	4

※1 平成30年（2018年）10月1日より高校生世代まで対象を拡大している

※2 各年3/31現在、高校生世代以下で有効な受給者証の所有者数

※3 各年度中の決定数

資料：福祉課・健康管理課

## 2. ニーズ調査から見た子育ての状況

---

### (1) 調査の概要

#### 1) 調査の目的

本計画策定のための基礎資料として、本市における保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態を把握することを目的に実施しました。

#### 2) 調査設計

- 調査地域 匝瑳市全域
- 調査対象 ①市内在住の0歳～5歳の就学前児童の保護者  
②市内在住の小学1年生～6年生の児童の保護者
- 標本数 1,924人（内訳：①973人、②951人）
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送配布及び郵送回収による郵送調査法
- 調査時期 平成30年（2018年）12月19日（水）  
～平成31年（2019年）1月15日（火）

#### 3) 回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0～5歳）	973	422	43.4%
就学児童（小学生）	951	375	39.4%
合計	1,924	797	41.4%

#### 4) 調査結果の表記について

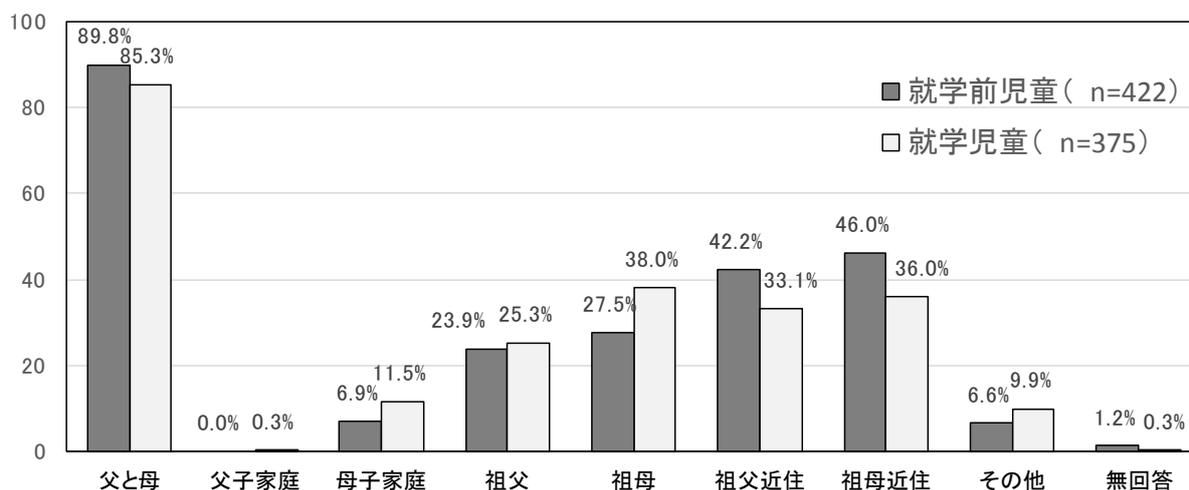
- 集計結果は、小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%にならないことがあります。複数回答を求めた設問は、回答者に対する割合を示しているため、合計値は100%を超えます。
- 文中に示す「n」は、各設問の回答者数です。
- 本文中の結果は百分率（%）で表していますが、比較等の場合はポイントという表現を用いています。

## (2) 子育て家庭を取り巻く状況

### 1) 一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人

就学前児童、就学児童ともに、「両親と一緒に住んでいる」がほとんどを占めており、祖父母も同居または近くに住んでいますが、約2割が父と母のみとなっています。

【図表 2-2-2-1 一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人】



【詳細】

(単位：%)

就学前児童 (n=422)	同居している		近くに住んでいる		どちらもない
	祖父	祖母	祖父	祖母	
父と母	20.4	22.5	41.0	44.5	20.1
父子家庭	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
母子家庭	3.3	4.0	0.9	0.9	1.4

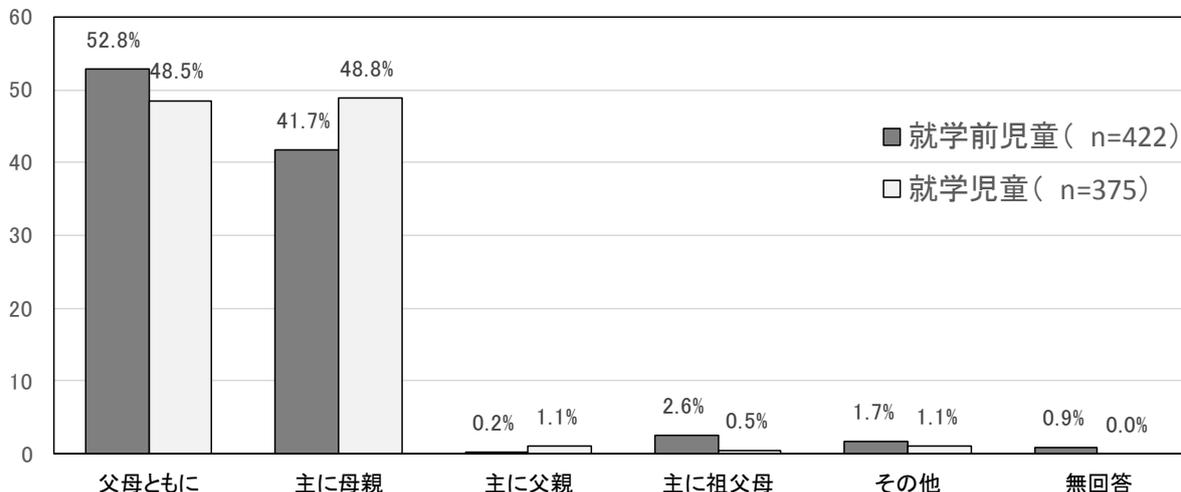
(単位：%)

就学児童 (n=375)	同居している		近くに住んでいる		どちらもない
	祖父	祖母	祖父	祖母	
父と母	21.1	28.8	29.3	32.8	21.6
父子家庭	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
母子家庭	3.5	5.3	3.7	3.2	2.4

## 2) 子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方

子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方は、就学前児童、就学児童ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっており、この2つでほとんどを占めています。

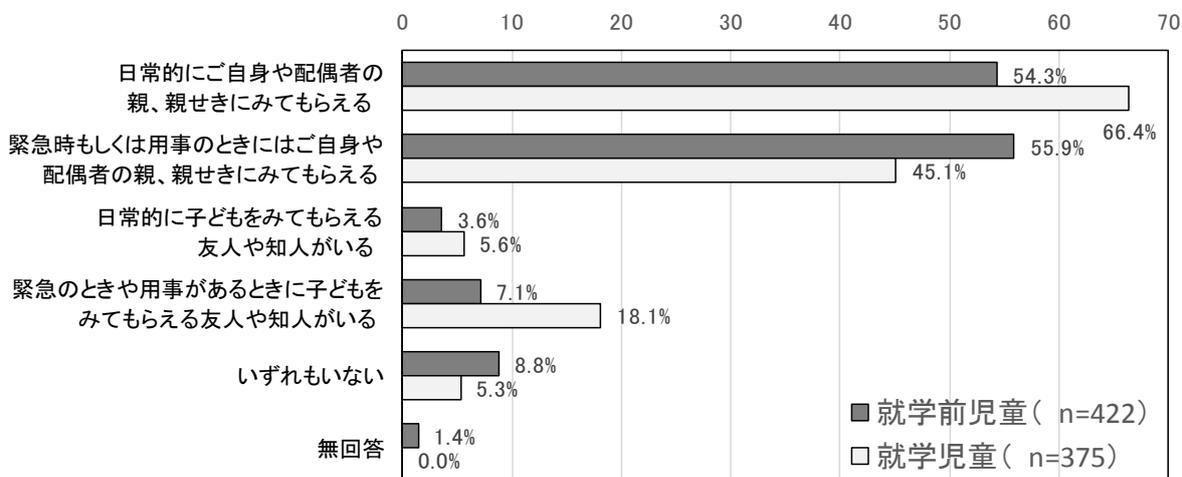
【図表 2-2-2-2 子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方】



## 3) 日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無は、就学前児童では、「緊急時もしくは用事的时候にはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が最も多く、次に「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」となっています。就学児童は逆に「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が最も多く、次いで「緊急時もしくは用事的时候にはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」となっています。また、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」が約2割となっています。

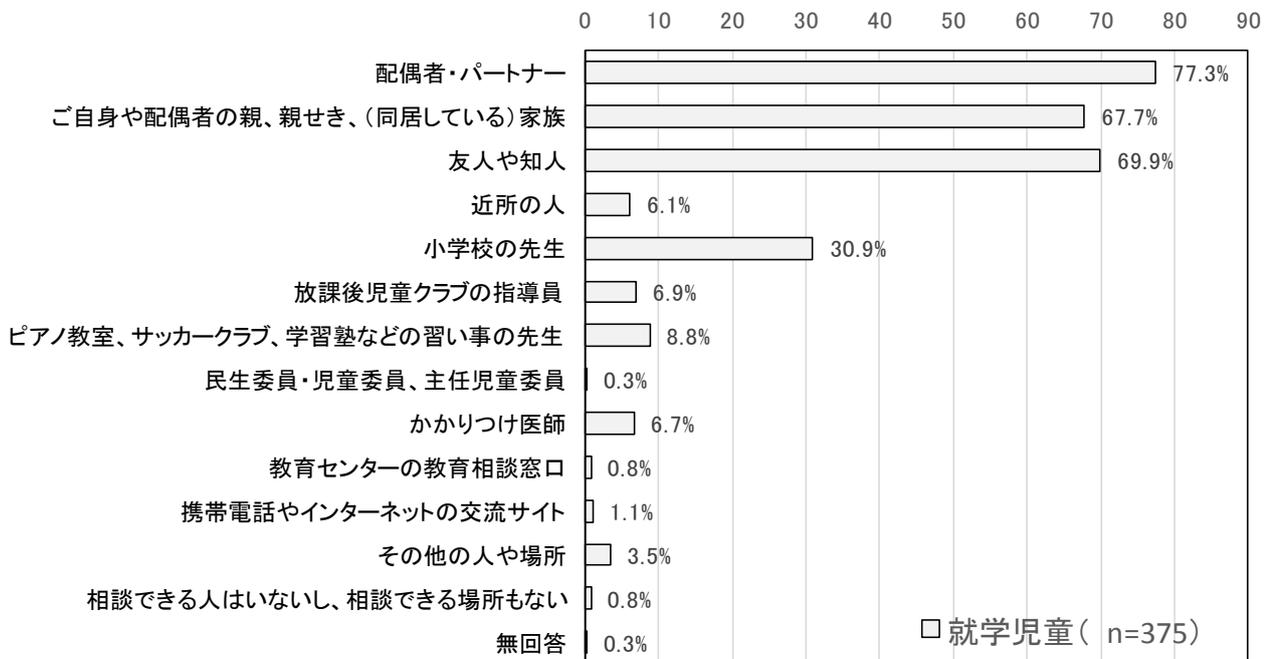
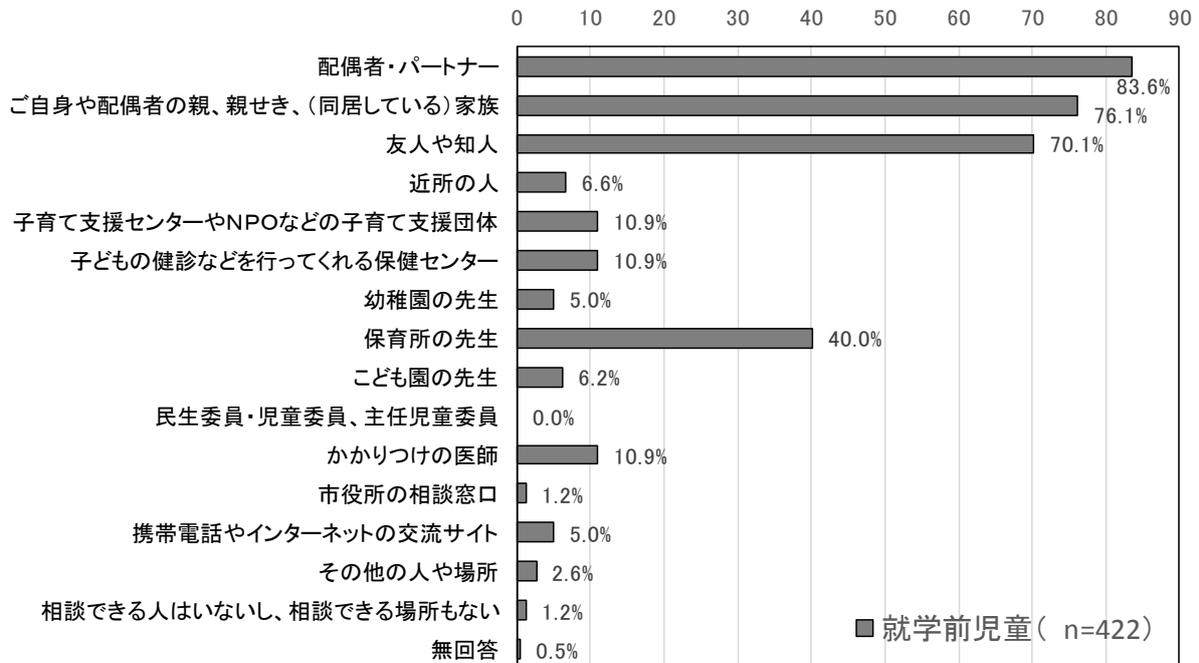
【図表 2-2-2-3 日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無】



#### 4) 相談できる人や相談できる場所

就学前児童、就学児童ともに、相談できる相手として「配偶者・パートナー」「親・親せき」「友人や知人」と答える方が多くなっています。就学前児童では「保育所の先生」、就学児童では「小学校の先生」との答えも多くなっています。

【図表 2-2-2-4 相談できる人や相談できる場所】



### (3) 保護者の就労状況

#### 1) 保護者の就労状況

就学児童では、就学前児童と比べ「父親がフルタイムで母親が無業」の場合 15 ポイント低くなっており、母親の未就労が少なくなっていることがうかがえます。

【表 2-2-3-1 保護者の就労状況】

(単位：%)

就学前児童 (n=422)		父親			
		フルタイム	パート アルバイトなど	無業	不明
母親	フルタイム	36.5	0.2	0.0	3.8
	パート アルバイトなど	29.6	0.0	0.5	1.7
	無業	24.6	0.0	0.2	0.9
	不明	0.2	0.0	0.0	0.5

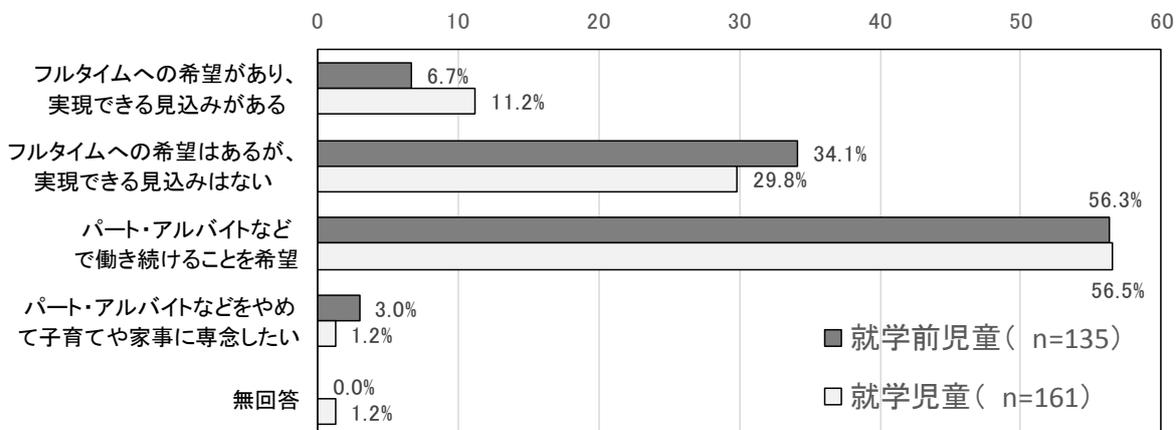
(単位：%)

就学児童 (n=375)		父親			
		フルタイム	パート アルバイトなど	無業	不明
母親	フルタイム	36.3	0.0	0.0	7.7
	パート アルバイトなど	38.4	0.3	0.8	2.7
	無業	9.6	0.3	0.3	0.3
	不明	0.8	0.3	0.0	0.3

#### 2) パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、就学前児童、就学児童（小学生）ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が半数以上と最も多くなっており、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」となっています。

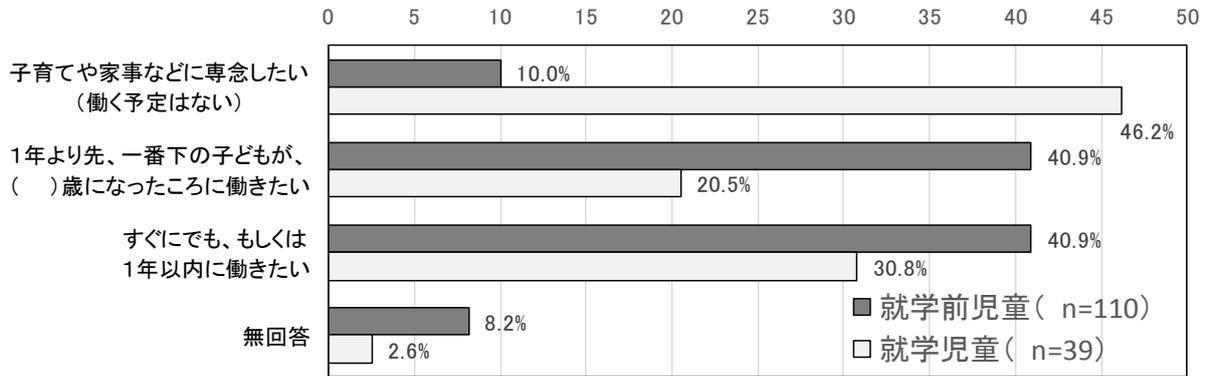
【図表 2-2-3-2 母親のフルタイムへの転換希望】



### 3) 現在就労していない母親の就労希望

現在就労していない母親の就労希望は、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が40.9%と同数で多くなっています。就学児童（小学生）では「子育てや家事などに専念したい」が46.2%と最も多くなっています。

【図表 2-2-3-3 現在就労していない母親の就労希望】

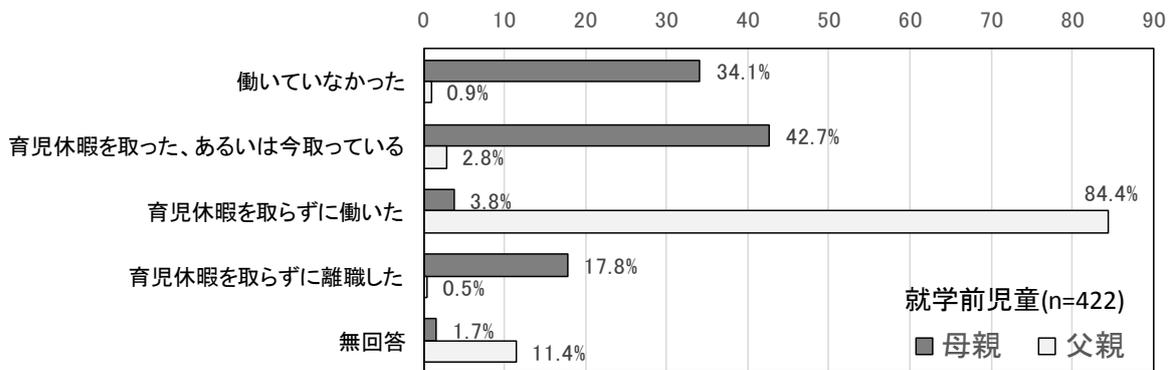


### 4) 育児休暇の取得状況

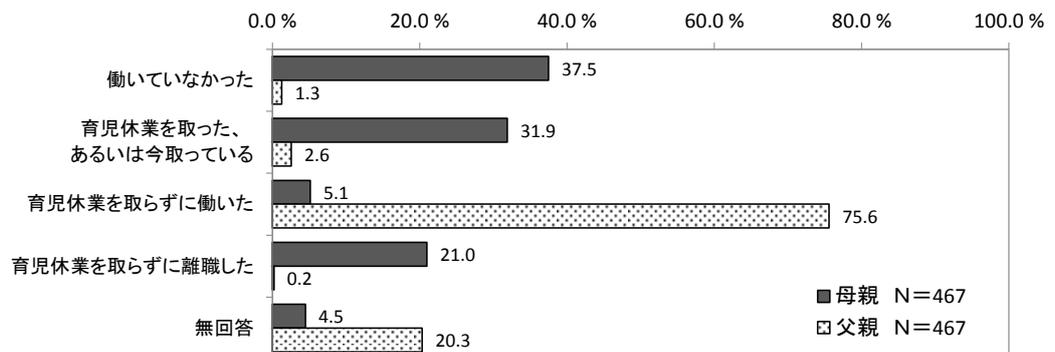
育児休暇の取得状況について、就学前児童の母親は「育児休暇をとった、あるいは今取っている」が、42.7%と最も多く、前回調査で最も多かった「働いていなかった」を上回っています。

一方、父親については、「育児休暇を取らずに働いた」が84.4%と前回よりも多くなっています。

【図表 2-2-3-4 育児休暇の取得状況】



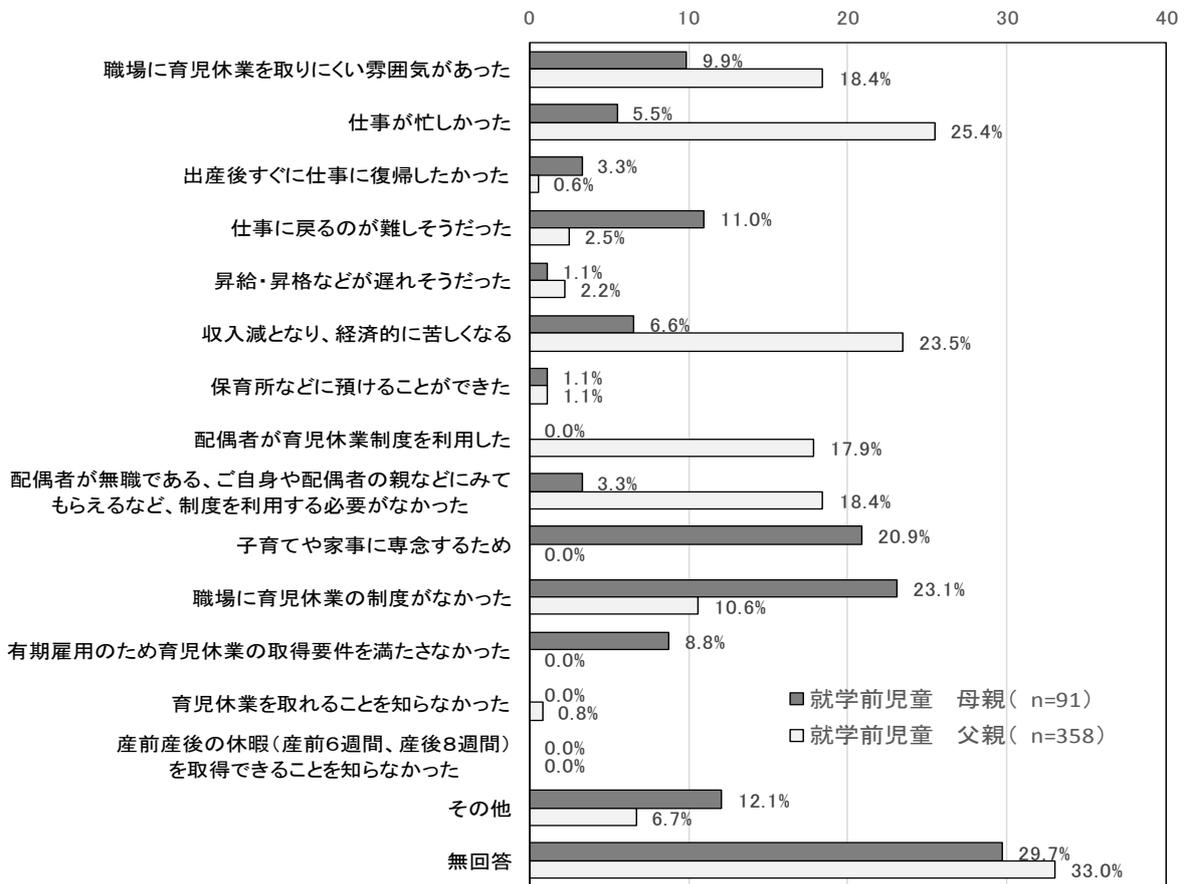
【前回調査】



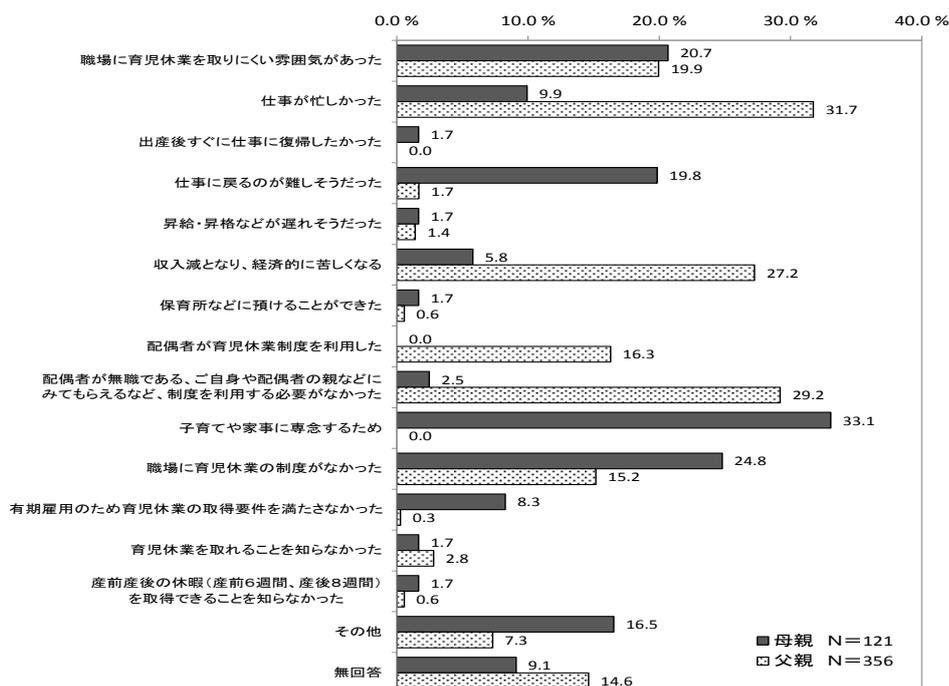
## 5) 育児休暇を取らなかった理由

育児休暇を取らなかった理由として、母親は「職場に育児休業の制度がなかった」や「子育てや家事に専念するため」が多くなっています。また、「職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があった」が前回調査より約1割減っています。

【図表 2-2-3-5 育児休暇を取らなかった理由】



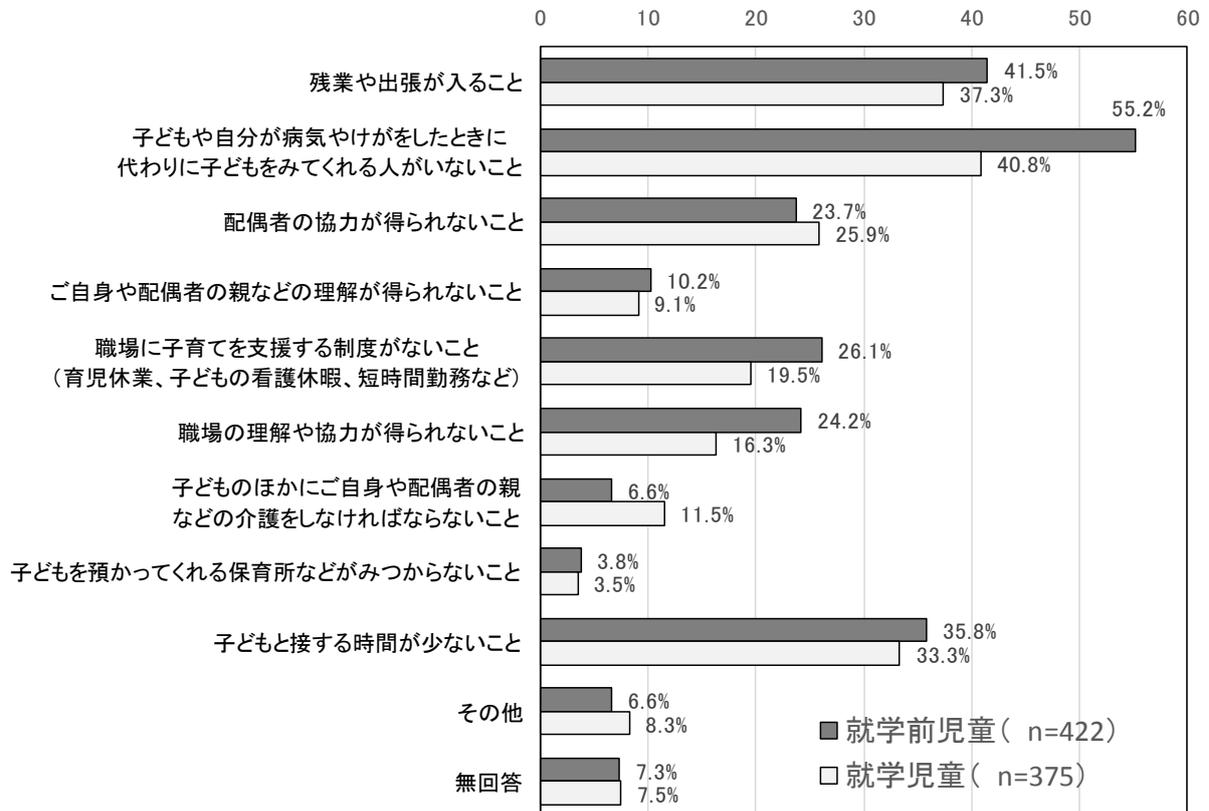
### 【前回調査】



## 6) 仕事と子育てを両立させる上での課題

母親・父親ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が最も多くなっています。

【図表 2-2-3-6 仕事と子育てを両立させる上での課題】

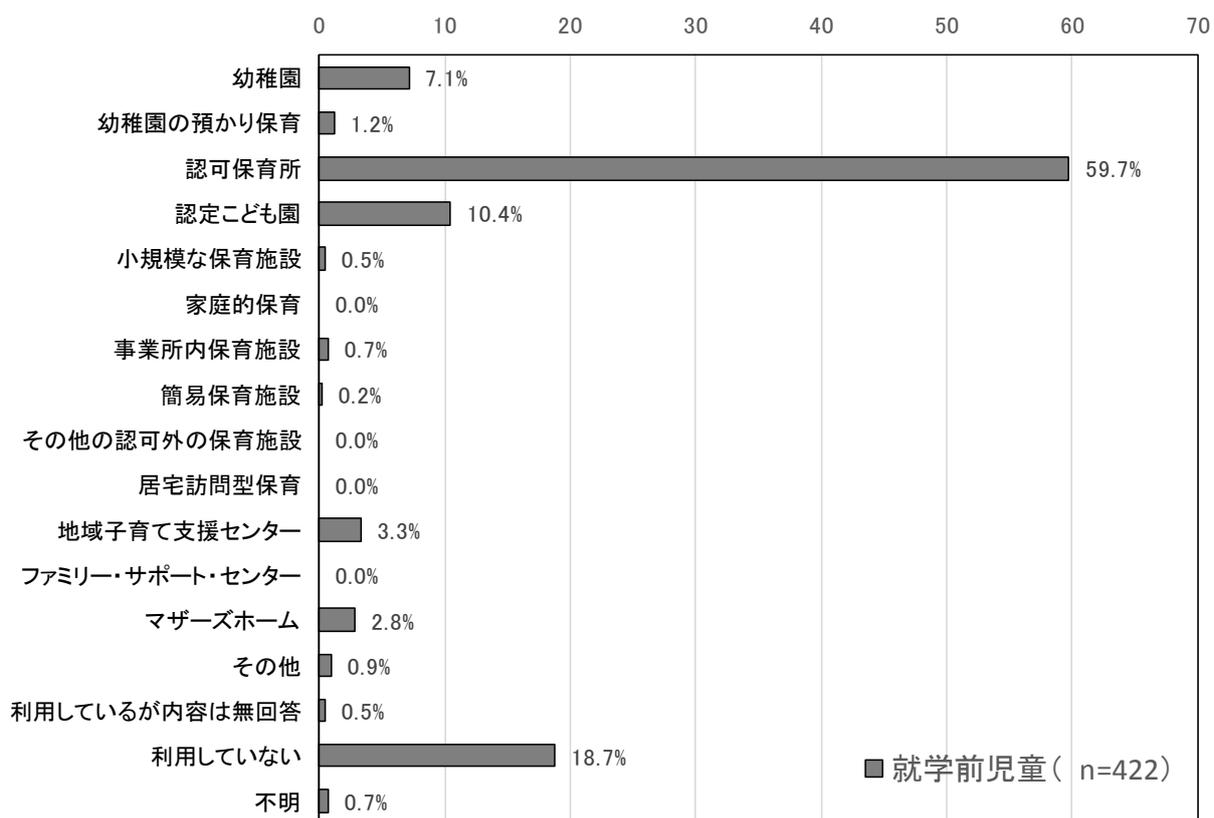


## (4) 教育・保育事業について

### 1) 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用状況

平日の定期的なサービスの利用について「認可保育所」が59.7%と最も多くなっています。一方「利用していない」は約2割となっています。

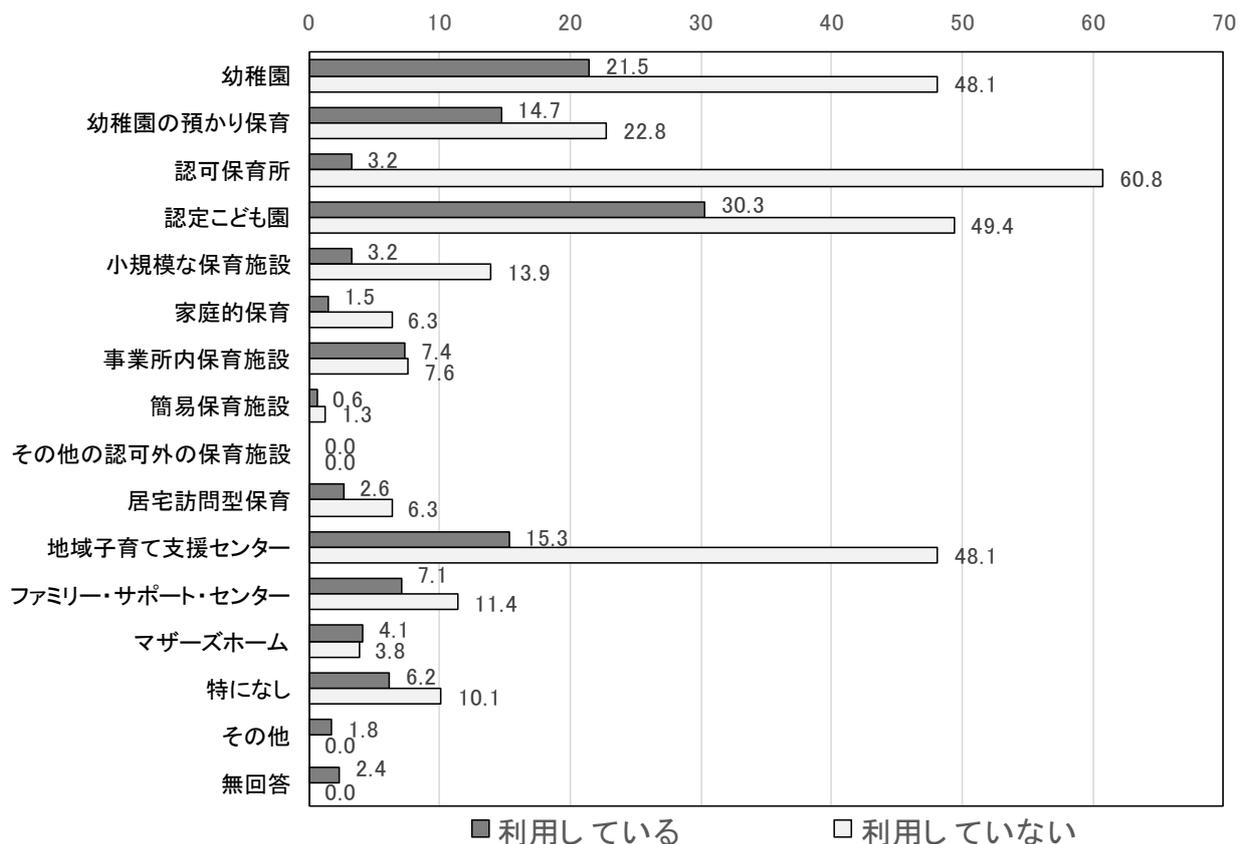
【図表 2-2-4-1 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用状況】



## 2) 今後利用したい平日の定期的な幼稚園や保育所などについて

平日の定期的な利用をしている方では、「認可保育所」が64.7%と最も多くなっています。平日の定期的な利用していない方では、「認可保育所」が60.8%と最も多く、次いで「認定こども園」が49.4%、「幼稚園」が48.1%と多くなっています。また、「地域子育て支援センター」も48.1%と多くなっています。

【図表 2-2-4-2 今後利用したい平日の定期的な幼稚園や保育所などについて】

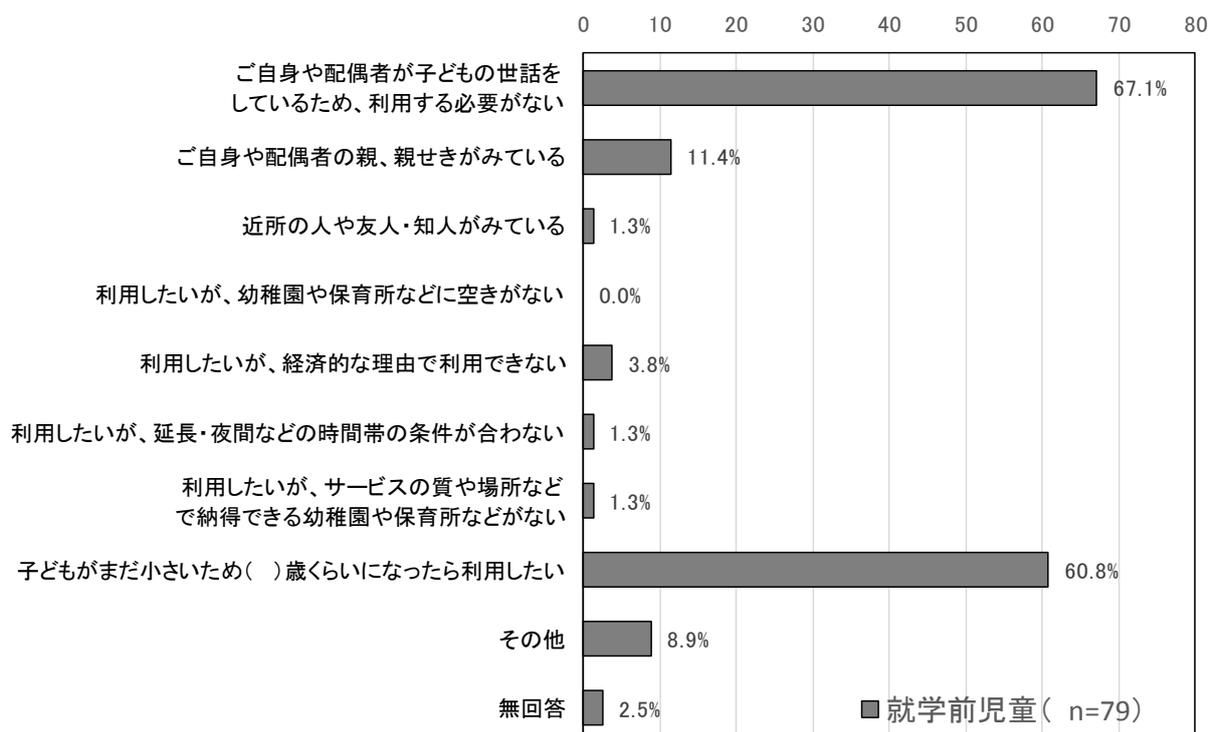


### 3) 平日の定期的な利用をしていない理由

平日の定期的な利用をしていない理由として、「ご自身や配偶者が子どもの世話をしているため、利用する必要がない」が67.1%と最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用したい」が60.8%と多くなっています。

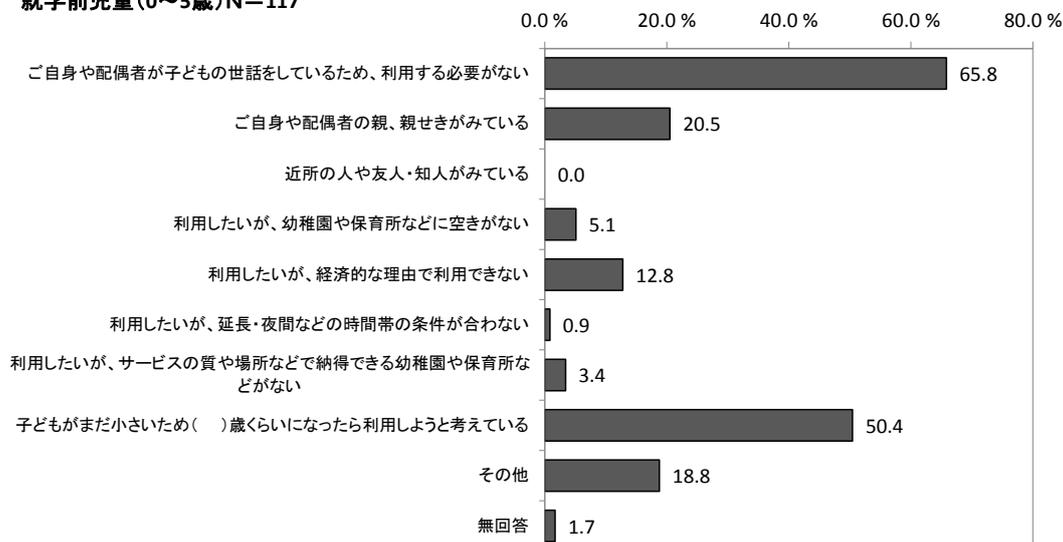
前回調査と比べると、「ご自身や配偶者の親、親せきがみている」が9.1ポイント下がっている一方、「子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用したい」が10.4ポイント上がっています。

【図表 2-2-4-3 平日の定期的な利用をしていない理由】



#### 【前回調査】

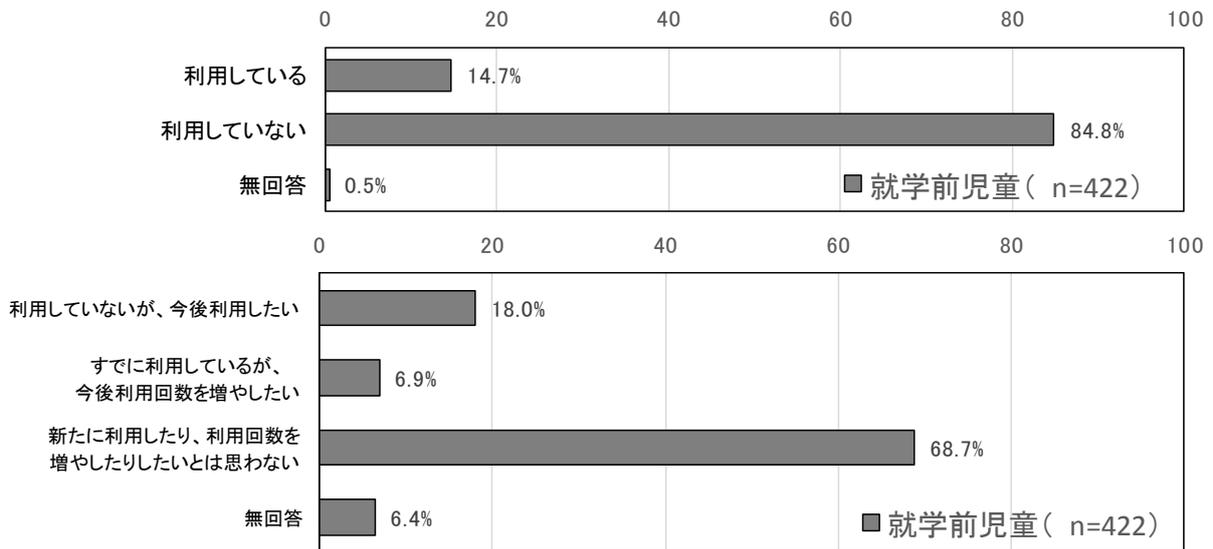
就学前児童(0~5歳)N=117



#### 4) 地域子育て支援センター（つどいの広場、あかしあこども園）の利用

現在利用している方は 14.7%となっていますが、今後利用したい方と利用回数を増やしたいと考えている方は 24.9%となっています。

【図表 2-2-4-4 地域子育て支援センターの利用】



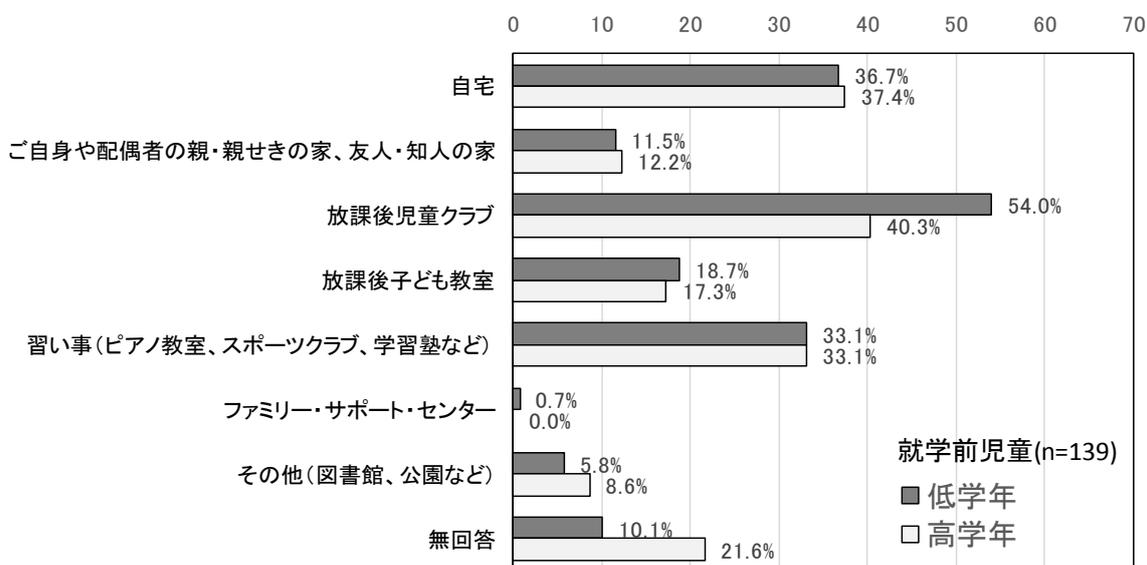
## 5) 放課後の過ごし方

小学校の放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所は、低学年の時は「放課後児童クラブ」が54.0%と最も多く、次いで「自宅」が36.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が33.1%の順となっています。高学年の時も低学年と同じくらいの割合になっていますが、「放課後児童クラブ」については、40.3%と低学年と比べ13.7ポイント低くなっています。

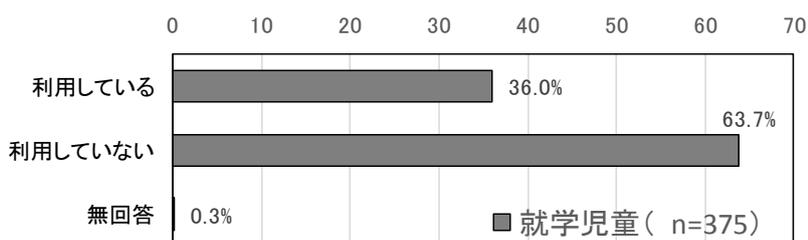
また、実際に放課後児童クラブの利用状況については、「利用している」が前回調査からは増えているものの、4割を下回っています。

【図表 2-2-4-5 放課後の過ごし方】

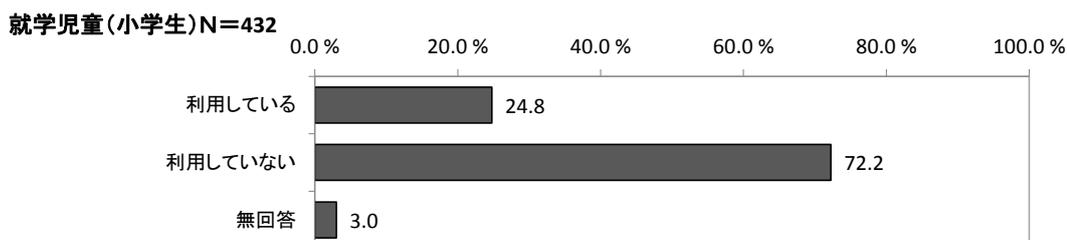
### <就学前児童 希望>



### <就学児童 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用>



### 【前回調査】

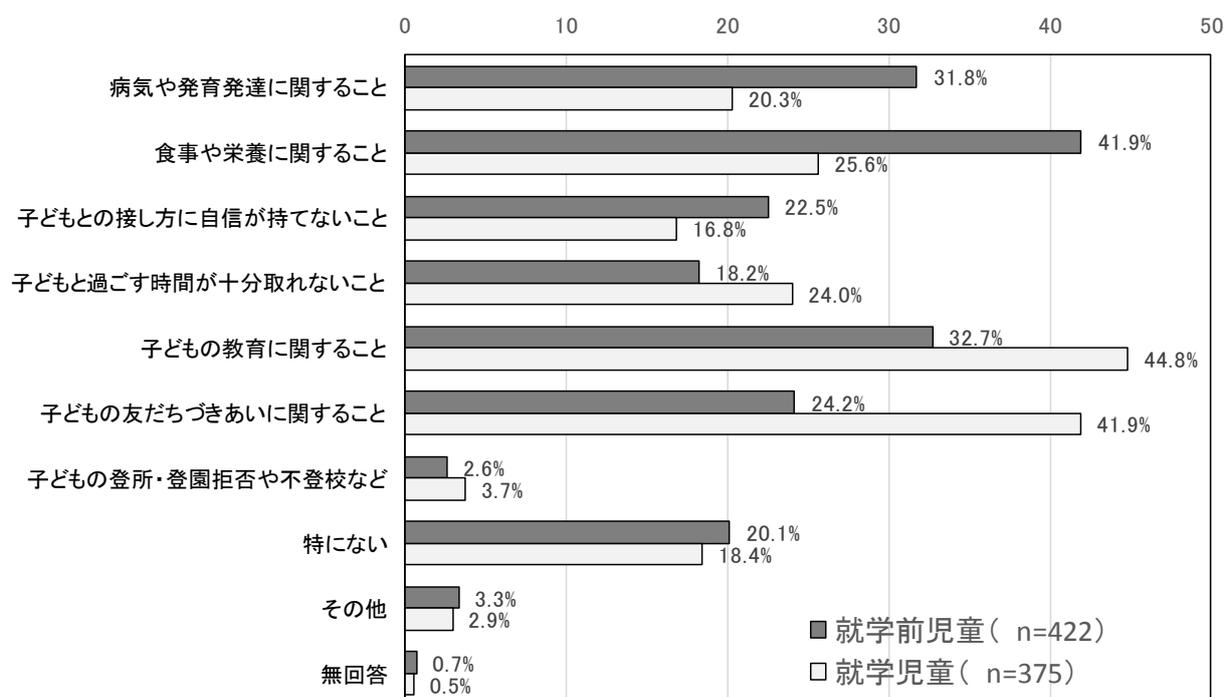


## (5) 子育ての悩みや各種施策について

### ① 子育ての悩みについて

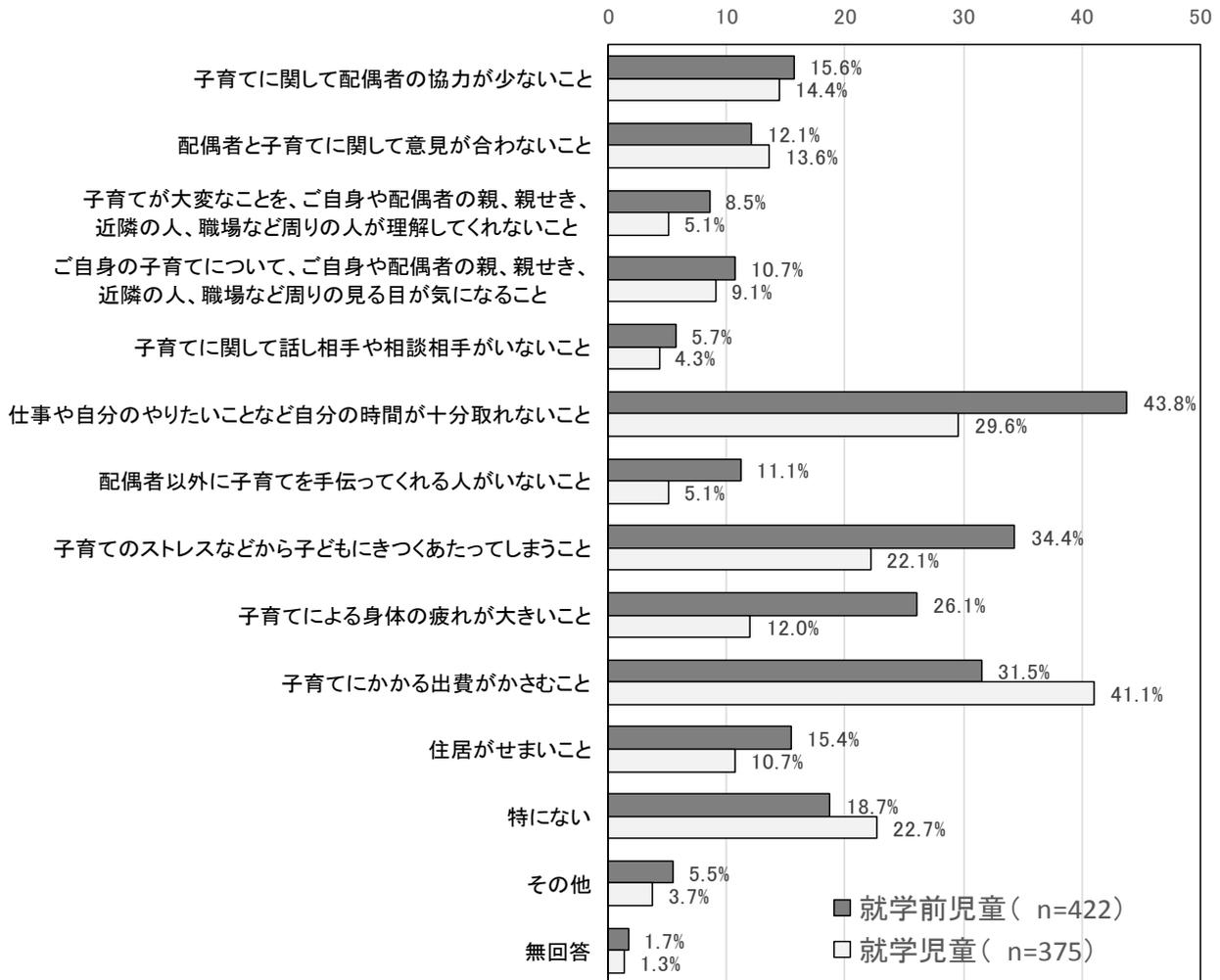
子どもに対するの悩みについて、就学前児童では「食事や栄養に関すること」が最も多くなっています。就学児童では「子どもの教育に関すること」が44.8%と最も多く、次に「子どもの友だちづきあいに関すること」が41.9%となっています。

【図表 2-2-5-1-1 子育ての悩みについて（子どもに関すること）】



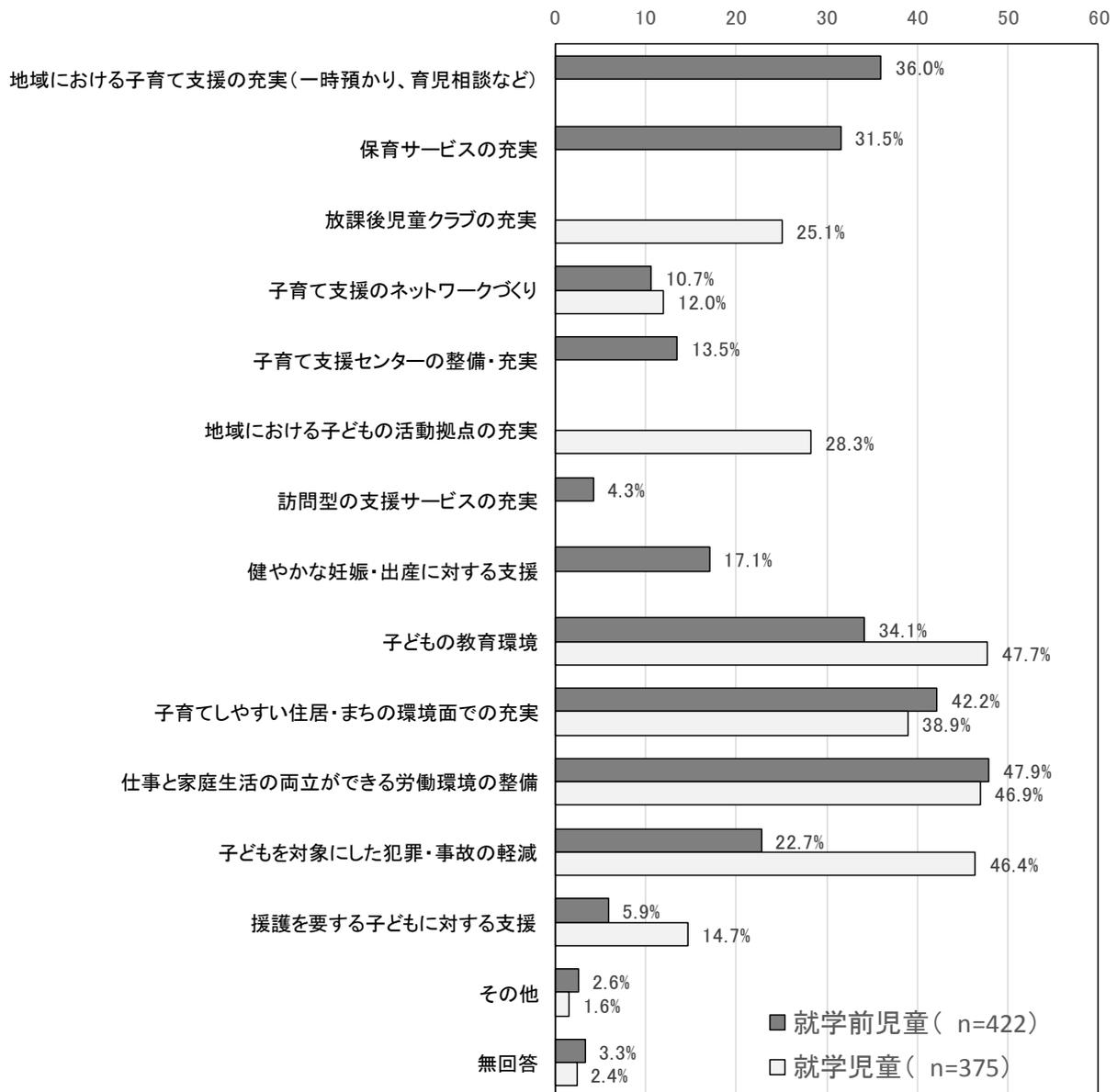
ご自身に関する悩みについて、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分に取れないこと」が 43.8%と最も多く、ついで「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が 34.4%、「子育てにかかる出費がかさむこと」が 31.5%となっています。就学児童では「子育てにかかる出費がかさむこと」が 41.1%と最も多くなっています

【図表 2-2-5-1-1 子育ての悩みについて（ご自身に関すること）】



## ② 子育てに有効だと感じる支援・対策

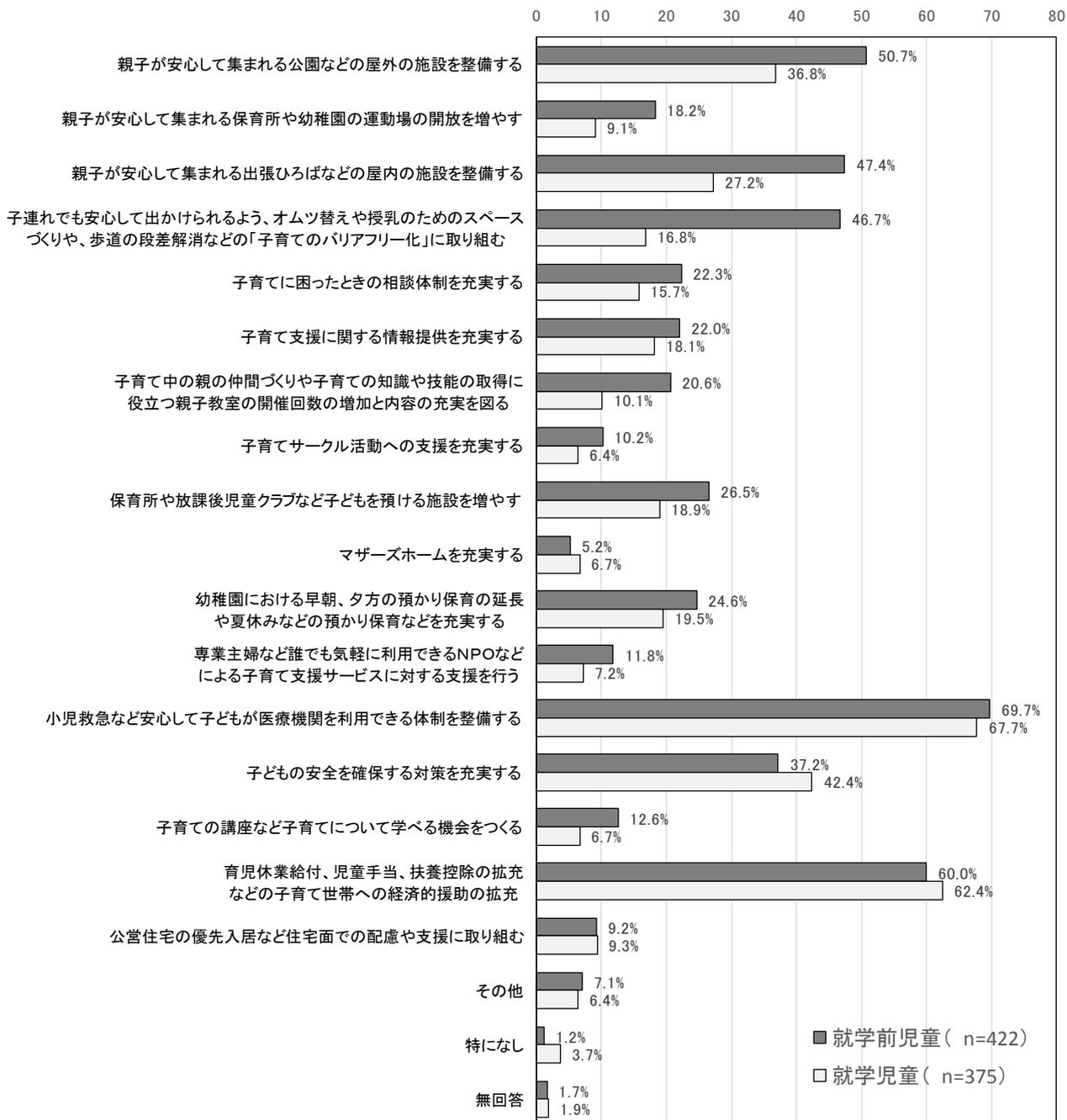
【図表 2-2-5-2 子育てに有効だと感じる支援・対策】



### ③ 匝瑳市に望むこと

就学前児童、就学児童ともに「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が7割近くと最も多く、次に「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が約6割と多くなっています。

【図表 2-2-5-3 匝瑳市に望むこと】



#### ④ 自由意見

就学前児童では 130 件、就学児童では 86 件の自由記載がありました。

特に就学前児童では「子どもの活動場所等について」の意見が最も多く、次に「子育て支援について」、「保育・教育サービスについて」、「子どもの医療体制」の順に意見がありました。就学児童も「子どもの活動場所等について」の意見が最も多いですが、次に「保育・教育サービスについて」、「子育て支援について」、「子どもの安全の確保について」の順に意見がありました。

【表 2-2-5-4 自由意見まとめ】

内容	就学前児童		就学児童		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%
子どもの活動場所等について	<b>65</b>	<b>50.0%</b>	<b>32</b>	<b>37.2%</b>	<b>97</b>	<b>44.9%</b>
設備(遊具等)の充実やメンテナンスの要望	19	14.6%	7	8.1%	26	12.0%
屋内(雨天時でも)遊べる場が欲しい	18	13.8%	5	5.8%	23	10.6%
親子で一緒に過ごせる場所が欲しい	7	5.4%	3	3.5%	10	4.6%
公園の利用方法について	4	3.1%	6	7.0%	10	4.6%
その他、子どもが過ごせる場所について	17	13.1%	11	12.8%	28	13.0%
子育て支援について	<b>58</b>	<b>44.6%</b>	<b>14</b>	<b>16.3%</b>	<b>72</b>	<b>33.3%</b>
おむつ券、ミルク券、ゴミ袋券など日用品の支援	18	13.8%	3	3.5%	21	9.7%
つどいの広場等の場のサービス拡大	18	13.8%	6	7.0%	24	11.1%
経済的な支援	11	8.5%	1	1.2%	12	5.6%
子育てのためのスペースづくり	4	3.1%	1	1.2%	5	2.3%
子どもの移動時の見守り体制の充実	4	3.1%	2	2.3%	6	2.8%
子どもまたは親、親子で参加できるイベントの開催要望	3	2.3%	1	1.2%	4	1.9%
保育・教育サービスについて	<b>38</b>	<b>29.2%</b>	<b>29</b>	<b>33.7%</b>	<b>67</b>	<b>31.0%</b>
時間延長や休日等サービスの拡大希望	10	7.7%	4	4.7%	14	6.5%
保育・教育従事者の対応に対する苦情	7	5.4%	2	2.3%	9	4.2%
学校にエアコン等の設置	3	2.3%	8	9.3%	11	5.1%
費用について	3	2.3%	3	3.5%	6	2.8%
行事の参加などが負担	1	0.8%	3	3.5%	4	1.9%
その他意見や要望	14	10.8%	9	10.5%	23	10.6%
子どもの医療体制	<b>26</b>	<b>20.0%</b>	<b>11</b>	<b>12.8%</b>	<b>37</b>	<b>17.1%</b>
市内の小児科の充実	10	7.7%	3	3.5%	13	6.0%
医療費等助成について	5	3.8%	4	4.7%	9	4.2%
市内で救急対応してほしい	5	3.8%	2	2.3%	7	3.2%
病児保育希望	4	3.1%	2	2.3%	6	2.8%
健診について	2	1.5%	0	0.0%	2	0.9%
子どもの安全の確保について	<b>20</b>	<b>15.4%</b>	<b>12</b>	<b>14.0%</b>	<b>32</b>	<b>14.8%</b>
道路が狭い歩道がないなど危ない(整備の要望)	10	7.7%	9	10.5%	19	8.8%
外灯が少ない/ない	8	6.2%	3	3.5%	11	5.1%
その他	2	1.5%	0	0.0%	2	0.9%
子育てに関する情報発信について	<b>8</b>	<b>6.2%</b>	<b>1</b>	<b>1.2%</b>	<b>9</b>	<b>4.2%</b>
子どもの障害について	<b>4</b>	<b>3.1%</b>	<b>2</b>	<b>2.3%</b>	<b>6</b>	<b>2.8%</b>
その他子育て支援についての意見	20	15.4%	15	17.4%	35	16.2%
取組みに対するお礼	7	5.4%	5	5.8%	12	5.6%
その他	13	10.0%	10	11.6%	23	10.6%
その他	<b>11</b>	<b>8.5%</b>	<b>11</b>	<b>12.8%</b>	<b>22</b>	<b>10.2%</b>
市政に関する意見・要望	3	2.3%	4	4.7%	7	3.2%
市の施策に対する期待	2	1.5%	0	0.0%	2	0.9%
アンケートについての意見	1	0.8%	1	1.2%	2	0.9%
その他意見や要望	5	3.8%	6	7.0%	11	5.1%
自由意見記載数	<b>130</b>	<b>100.0%</b>	<b>86</b>	<b>100.0%</b>	<b>216</b>	<b>100.0%</b>

※自由意見には複数の意見・要望が記載されているため、件数の合計と自由意見記載合計との数値は一致しない。

### 3. 現計画の事業評価

本市では、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までを計画期間とした「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、様々な施策を推進してきました。

本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進のために、「事業達成度」の評価基準を設定し、これまでに推進してきた事業について、計画の進捗状況の把握及び評価を行いました。

基本理念：子ども一人ひとりの輝きを慈しみ育てる喜びと楽しみを実感できるまちづくり

基本目標1：子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

基本目標2：子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

基本目標3：子どもの健やかな成長を育む親を支援するまちづくり

#### (1) 評価の基準

施策の評価については、A～Eまでの5段階で評価を行いました。評価の基準は以下の通り。

【表 2-3-1 施策の評価の基準】

評価	進捗の度合	判断基準
A	施策の取組みを予定どおりに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標を達成するための取組方法や手段などに問題がなく想定以上に進んでいる</li> <li>進捗状況は組織の期待や要求以上に進んでいる</li> <li>目標に明記したスケジュールより早めに進んでいる</li> <li>目標に明記した内容より高い水準で進んでいる</li> <li>目標に明記した数値を上回った状態で進んでいる</li> </ul>
B	施策の取組みを予定どおりに実施している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標を達成するための取組方法や手段などに問題がなく想定どおりに進んでいる</li> <li>進捗状況は組織の期待や要求どおりに進んでいる</li> <li>目標に明記したスケジュールどおりに進んでいる</li> <li>目標に明記した内容どおりの水準で進んでいる</li> <li>目標に明記した数値とほぼ同じ状態で進んでいる</li> </ul>
C	施策の取組みを概ね予定どおりに実施している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標を達成するための取組方法や手段などに問題がなく進んでいるが、多少の見直しが必要である</li> <li>進捗状況は概ね組織の期待や要求どおりに進んでいる</li> <li>目標に明記したスケジュールより多少遅れている</li> <li>目標に明記した内容は概ね水準どおりに進んでいる</li> <li>目標に明記した数値には至っていないが成果は出ている</li> </ul>
D	施策の取組みを予定どおりに実施できていない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標を達成するための取組方法や手段などに問題があるため、見直しが必要である</li> <li>進捗状況は組織の期待や要求以下である</li> <li>目標に明記したスケジュールより遅れている</li> <li>目標に明記した内容が水準より下回っている</li> <li>目標に明記した数値を下回っている</li> </ul>
E	各種要因より施策の取組みの実施が困難になった/できなくなった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定外の要因により当初設定した施策の取組みが実施できなくなった。</li> </ul>

## (2) 評価結果

### 基本目標 1：子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

子育ての孤立を防ぐとともに、障害児の支援や、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対策等の充実等、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築に努めました。また、地域や関係機関・団体等社会全体で子育てを見守り、支援していく取組みを進めました。

評価としては「A」が○施策、「B」が▲施策、「C」が□施策、「D」が◎施策となっています。

※○▲□◎部分にはA～D評価毎の施策数が入ります

### 基本目標 2：子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

子育てに適した良好な居住環境の確保や、子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備、公共施設等における子育てバリアフリーの推進に努めました。また、子どもを犯罪等の被害から守るための活動や、交通事故から守るための交通安全教育を推進しました。

評価としては「A」が○施策、「B」が▲施策、「C」が□施策、「D」が◎施策となっています。

### 基本目標 3：子どもの健やかな成長を育む親を支援するまちづくり

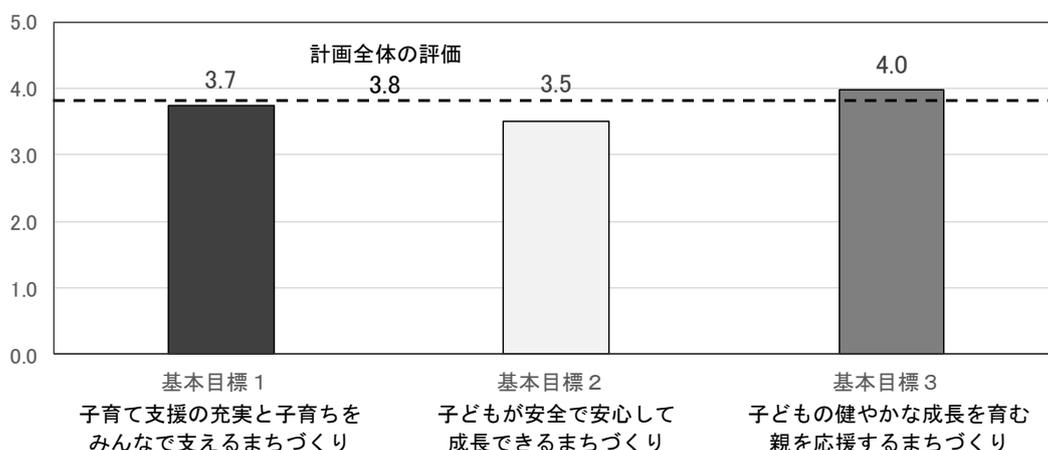
健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導の充実や小児医療体制の維持を図りました。また、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を推進しました。さらに青少年の健全育成を目的として、思春期保健対策の充実、子どもを取り巻く有害環境対策も推進しました。

評価としては「A」が○施策、「B」が▲施策、「C」が□施策、「D」が◎施策となっています。

## 前計画の評価

全体の評価としては「A」が 施策、「B」が 施策、「C」が 施策、「D」が 施策となっています。また、「A」を5、「B」を4、「C」を3、「D」を2、「E」を1と数値化した場合、計画全体の評価は○.▲となりました。基本目標ごとの評価の値については次の通りです。

【図表 2-3-2 施策の評価】



## 4. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査等の結果、「匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」の事業評価等から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて課題を整理しました。

### (1) 保育サービスの確保と子育て支援の充実

本市では、様々な教育・保育サービスのニーズに応えるため、前計画を基にサービスの提供を進めるとともに、子育て支援センター等で子育ての不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報を提供するなど、子育ての孤立を防ぐ取組みを行っていますが、子どもの減少や核家族化により、子どもも保護者も孤立しやすい状況になっています。子育て支援センターを中心として地域社会のネットワークづくり等で、子育て家庭を支援できるように取り組む必要があります。

また、本市では子どもの減少により、保育サービスや子育て支援サービスの利用が全体的に減少していますが、令和元年（2019年）10月より保育料無償化がスタートし、今後保育サービスや子育て支援サービスのニーズに影響があると考えられます。保育サービスの確保とともに様々なニーズに適切に対応すべく地域社会における支援体制の強化を進めていく必要があります。

### (2) 子育てする保護者へのための多様な支援の充実

子どもが健やかに育つためには、子どもも保護者も健康であることが大切です。さらに妊娠時の健康状態が子どもにも大きな影響を与えることから、本市では、妊娠と安全な出産のための支援や保護者と子の成長支援に取り組んでおり、引き続き妊娠、出産、子育てまで一貫した健康の維持・増進に努めます。

また、アンケートでは、小児救急等の医療体制整備を求める声の前計画に続き多く寄せられています。小児救急対応の医療機関はないことから、市内でも小児救急の対応ができるよう千葉県に働きかけていく必要があります。仕事と子育ての両立については、親や親せき、知人に子どもを預けることのできる家庭は多く、子育て世代の女性の就業率も国や県と比較して高いことから、仕事ができる環境整備は進んでいると考えられますが、現在未就業の母親の就労希望も多いため、更に仕事と子育てが両立できる環境を充実させていくことが必要です。

### (3) 子どもを育む、安全で安心できる場の整備

前計画においても、子育てに適した住環境や子どもが安全で安心して過ごせるための環境づくり等の取組みを行っていますが、アンケートでは、子どもが安心して遊べる場や親子一緒に過ごせる場所等を求める声引き続き多く寄せられています。

また、昨今子どもが巻き込まれる事件や事故も多くなっています。道路交通環境の整備や子どもを犯罪や事故から守るための活動等で安全な地域環境の基盤整備を地域とともに努めていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

---

本市では様々な子育ての課題に取り組むべく、平成27年度（2015年度）から「匝瑳市・子ども子育て支援事業計画」を策定し、保育・教育サービスの充実を図るだけでなく、「匝瑳市で子育てをしてよかった」と思える環境づくりに努めています。

しかしながら、核家族化や就業する女性の増加、地域連携の希薄化等により社会全体で子どもを支えていくことがまだまだ難しい状況には変わりありません。行政だけでなく、保護者をはじめとする地域に住む全ての人々が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で支え合い、見守っていくことが今まで以上に必要です。

このことから、本計画では、前計画の基本理念を継承し、更なる取組を推進していきます。

子ども一人ひとりの輝きを慈しみ、  
育てる喜びと楽しみが実感できるまちづくり

## 2. 基本目標

---

本計画の基本理念を実現するためには、様々な関係分野が相互に連携し、全ての子どもとその保護者、そして子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組みが求められます。

そこで次の3つの基本目標を設定し、それらを柱として総合的に施策を推進します。

### 基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり

ライフスタイルの変化や女性の社会進出の増加によって、多様な子育て家庭が増えたことで子育てへの不安や負担も多種多様化し、子育ての負担を軽減するための環境整備が必要となっています。

地域社会のつながりが希薄化し、子育てへの責任が家庭に非常な重圧となり、子育て自体が負担となっています。広く全ての子どもと家庭への支援を行うという観点から、子育て支援や教育・保育サービスの充実を図るとともに、小児医療の充実や障害児の支援等、子育て支援体制の充実を図ります。

また、全ての保護者が「ひとりで子育てをしているのではない」と実感できるよう、地域や関係機関・団体等社会全体で子育てを見守り、支援していくことで、子どもを地域全体の宝として支えていく取組みを進めます。

### 基本目標2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり

子どもを生み育てたいと思う人の安全な妊娠・出産を支援するためにも、母子を取り巻く保健、医療の様々な問題への対応が集約される母子保健は、広く生涯を通じた健康の保持増進を進める上での基盤となる重要な分野です。また、子どもが心身共に健やかに育つための環境づくりを進めていく必要があります。

健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した保護者への相談指導の充実や子どもの健康づくり等、保護者と子どもの健康の確保、推進を図ります。

また、保護者が安心して子育てをするためにも、自身が安定した生活を営むことが必要です。多様な働き方を認識し、仕事と子育てが両立できる環境の整備に努めるとともに、経済的負担を軽減する取組を推進します。

### 基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

子育てをしている保護者が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを育てるには、子どもにとって良好で安全な地域環境が基盤として求められます。

子育てに適した良好な居住環境の確保に努めるほか、子ども等が安全で安心して通行できる道路交通環境の整備、公共施設等における子育てバリアフリーを推進します。

また、近年では子どもが犯罪に巻き込まれる事件や児童虐待も多発していることから、子どもを犯罪等の被害から守るための活動や、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進し、子どもも保護者も安全で安心できる環境づくりを進めます。

### 3. 施策体系

---

#### 基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり

- (1) 子育て家庭への支援
  - 1) 子育て支援サービスの充実
  - 2) 保育等サービスの充実
  - 3) 障害を持つ子どもへの支援
  - 4) 小児医療の充実
- (2) 子育てを地域で支える意識・体制づくり
  - 1) 地域ぐるみの子育て支援意識の醸成
  - 2) 地域における子育て支援のネットワークづくり
  - 3) 地域資源活用による子育て支援

#### 基本目標2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり

- (1) 保護者と子どもの健康の確保、増進
  - 1) 安全な妊娠と出産の支援
  - 2) 子どもの健やかな成長と発達への支援
  - 3) 「食育」の推進
  - 4) 思春期の心と体の健康づくり
- (2) 仕事と子育てが両立できる環境の整備
  - 1) 仕事と子育ての両立支援の推進、多様な働き方の実現
  - 2) 経済的負担の軽減
  - 3) ひとり親家庭への自立支援の推進

#### 基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
  - 1) 良質な居住環境の確保
  - 2) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 安全対策の推進
  - 1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
  - 2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進
  - 3) 児童虐待の防止策の充実
- (3) 子どもが健やかに育つための環境づくり
  - 1) 子どもの権利を守るまちづくり
  - 2) 次代を担う人づくり
  - 3) 生きる力を育む環境の整備
  - 4) 家庭や地域の教育力の向上

## 第4章 施策の推進

### 基本目標1 子育てをみんなで支えるまちづくり

#### (1) 子育て家庭への支援

##### 1) 子育て支援サービスの充実

地域社会の変化、少子化や核家族化の進行等により、子育てが、孤立と不安感の増大で、保護者への大きな負担となっていることから、その軽減が課題となっています。

子育て世代包括支援センターを中心に、つどいの広場等の内容の充実を図るとともに、子育てサークルの活動を支援し、子育て支援に関する情報提供を行い子育ての負担軽減に努めていく必要があります。

##### 具体施策

##### ① 地域子育て支援センターの設置拡大

(福祉課)

保育所における地域子育て支援センターとしての役割をさらに促進するとともに、地域子育て支援センターの設置拡大を図ります。

##### ② 子育て世代包括支援センターの設置

(健康管理課・福祉課)

平成31年(2019年)4月、子育て世代包括支援センターの基本型を福祉課に、母子保健型の「なないろ」を健康管理課に開設しました。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対してセンターに配置する子育て支援員や専門職が様々な支援のコーディネートを行います。

##### ③ 子育て情報マップの作成・配布

(学校教育課・健康管理課・福祉課)

各種の子育て支援情報をコンパクトにまとめた「匝瑳市子育てガイドマップ」を母子健康手帳交付時等に配布し、情報の周知と子育ての不安や負担の軽減に努めます。

##### ④ 地域子育て相談の充実

(福祉課)

地域のつながりの希薄化による子育ての孤立・孤独を防ぐため、各保育所(園)で実施している地域の子育て家庭に対する育児相談・指導の充実を図ります。

##### ⑤ 地域子育て支援拠点事業

(福祉課)

野栄福祉センター内及び旧八日市場幼稚園米倉分園内のつどいの広場や、あかしあこども園で実施している地域子育て支援拠点事業の内容の充実を図り、より多くの子育てをしている親子の利用を促進し、子育ての負担の緩和、安心な子育てができる環境づくりを推進します。

##### ⑥ 子育てサークルの支援

(福祉課)

乳幼児健診や講習会、つどいの広場等に参加した保護者にサークル活動の勧奨をする等の子育てサークルの活動支援等を行い、SNSを活用した子育て世帯のネットワークにも対応した母親の自主的活動の支援に努めます。

##### ⑦ 一時預かりの拡充

(福祉課)

保育所を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

## 2) 保育等サービスの充実

共働き家庭の増加により、家庭形態が多様化したことで、保育へのニーズも多種多様となっており、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービス提供体制を整備する等、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。保護者が安心して就労できるよう保育サービスの充実を図るとともに、効率的な保育サービスの実施を行うため、幼保連携の検討が求められています。

### 具体施策

#### ① 延長保育

(福祉課)

保護者の利便性向上を図るため、多様な就労形態に対応可能な延長保育をめざし、子育てと仕事が両立できるよう努めます。

#### ② 一時預かりの拡充 (再掲)

(福祉課)

保育所を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

#### ③ 乳幼児保育

(福祉課)

仕事と子育ての両立を支援や安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう受け入れ体制等の充実を図ります。

#### ④ 障害児保育等の充実

(学校教育課・福祉課)

障害のある子どもの保育等に対応できるよう、教員及び保育士の研修会への参加を促し、障害児保育などに対応できる人材の確保に努めます。

#### ⑤ 病児・病後児保育

(福祉課)

病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図るため、病児・病後児保育の実施に向けて協議を進めていきます。

#### ⑥ 医療的ケア保育

(福祉課)

平成31年(2019年)3月から公立保育所に看護師を配置して、医療的ケア保育を開始しました。日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの保育ニーズに対応します。

#### ⑦ 保育所(園)の子育て支援機能の充実

(福祉課)

保育所(園)において、子育てサークルの育成や情報提供、園庭開放による遊び場の提供等、子育て支援機能の充実に努めます。

#### ⑧ 幼稚園の子育て支援機能の充実

(学校教育課)

幼稚園における預かり保育、未就園児教室、交流教育等の充実を図ります。

#### ⑨ 幼保連携の検討

(学校教育課・福祉課)

教育と保育を一体的に行い、幼稚園と保育所(園)の機能や特長をあわせ持つ幼保連携について検討します。

#### ⑩ 保育施設・設備の充実

(学校教育課・福祉課)

保育施設(幼稚園等を含む)については、防災(耐震)、防犯、バリアフリー等の観点から、機能の維持・充実に努めます。

#### ⑪ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実

(学校教育課)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。また、指導を行う人材の確保にも努めます。

各種保育サービスの実施状況

保育所（園）名		受け入れ年齢	(延長保育含む) 保育時間	休日保育	一時預かり	障害児保育	病児・病後児保育	乳幼児保育
公立	八日市場保育所	生後 8週～	7:30～18:30	×	×	○	×	○
	豊栄保育所		月～金 7:30～18:30 土 7:00～19:00	×	×	○	×	○
	吉田保育所		7:30～18:30	×	×	○	×	○
	豊和保育所		7:30～18:30	×	×	○	×	○
私立	椿海保育園		月～金 7:30～18:30 土 7:30～17:30	×	○	○	×	○
	共興保育園		月～金 7:30～18:30 土 8:00～17:00	×	○	○	×	○
	須賀保育園		月～金 7:00～19:15 土 7:15～18:15	○	○	○	×	○
	平和保育所		月～金 7:30～18:30 土 8:00～17:00	×	○	○	×	○
	匠達保育園		月～金 7:30～18:30 土 7:30～17:00	×	○	○	×	○
	東保育園		月～金 7:30～19:00 土 8:00～17:00	×	○	○	×	○
	栄保育園		月～金 7:30～19:00 土 7:30～13:00	×	○	○	×	○
	九十九里ホーム飯倉駅前あかしあこども園		月～土 7:30～18:30					

幼稚園における子育て支援サービスの実施状況

市立八日市場幼稚園

<未就園児教室(ひよこクラブ)>

幼稚園入園前の幼児を対象に、月1回、保護者の見守りの中で、自分の好きな遊びや友達同士の遊びを通して、社会性を養う援助を行います。

また、未就園児と在園児との交流の中で、在園児は思いやりの心を育みます。

<お父さん・お母さん先生の日>

保育参観や各行事等参加の他に、年間7回幼稚園で保育に参加しながら、わが子とのスキンシップを図ったり、他の保護者との交流を深める機会として実施しています。

<幼少連携・交流保育>

縦割り社会の経験や遊びの伝承・秩序を自然に身に付けたり、未来の親が子育ての楽しさを実感できる場を提供しています。

市立のさか幼稚園

<未就園児の登園>

毎週金曜日、就園していない子ども等について、親子で園児の保育に参加、交流を深めています。

<園庭開放>

毎週金曜日午前9時30分から11時まで、園庭の開放を行っています。

<子育て支援講演会>

年に1回実施しています。

<預かり保育>

平時の教育活動終了後、午後2時から6時まで、希望者を対象に指導職員を配置して、職員の指導計画に基づき活動を行っています。

九十九里ホーム飯倉駅前あかしあこども園

<未就園児教室「ふれあい広場」の開設>

毎月1回、未就園児が親子で参加できる場をつくり、在園児とのふれあいや親同士、保護者と職員との心の交流の場を設けています。

<預かり保育>

地域の実態や保護者の申請により、教育課程に係る教育活動終了後、希望者を対象に専門職種を配置し、午後3時から6時まで、職員の指導計画に基づき活動を行っています。

<園庭・園舎開放>

毎月10、20日(土日、休日を除く)の午後2時から5時30分まで開放を行っています。

地域における子育て支援の整備状況

支援の種類	内容
育児相談	各保育所(園)において育児相談を実施しています。
家庭児童相談室	匝瑳市役所福祉課内に設置の家庭児童相談室において、児童の養育について家庭相談員による相談指導を行っています。(月～金：面接相談・電話相談)
児童虐待の早期発見と関係機関の連携	児童相談所、保健センター、福祉行政機関等で子育て支援のケースカンファレンスを実施しています。
情報の提供	市のホームページに保育所(園)情報を掲載しています。保育所(園)の園だよりを地域へ配布・回覧しています。
子どもたちの居場所の確保 (公共施設の利用)	○地区コミュニティセンター(9か所) ○集落集会施設(128か所) ○勤労青少年ホーム(1か所) ○農村公園(2か所)
遊び場の確保	○都市公園(13か所) ○児童遊園(13か所) ○その他公園(1か所)
野外活動の場の確保	野外活動施設
世代間交流	市民ふれあいセンター
ドリームキッズ	のさか図書館で、子どもへの絵本の読み聞かせや人形劇等の話のプレゼントを行っています。 (偶数月の第4土曜日)

放課後児童クラブの実施状況

名 称	開設時間		在籍者数	
	平日	土曜	定員	児童数
八日市場児童クラブ	授業終了時 ~18時15分  ※延長時間 18時15分 ~19時15分	8時15分 ~18時15分  ※延長時間 7時45分 ~8時15分、  18時15分 ~18時45分	50	69
豊栄第一児童クラブ			40	34
豊栄第二児童クラブ			40	29
須賀児童クラブ			40	47
共興児童クラブ			40	35
平和児童クラブ			40	75
椿海第一児童クラブ			35	38
椿海第二児童クラブ			50	39
野田児童クラブ			40	66
栄第一児童クラブ			40	41
栄第二児童クラブ			45	28
あかしあ放課後児童クラブ			20	17

放課後こども教室の実施状況

名 称	開設時間	在籍者数	
		定員	児童数
八日市場放課後子ども教室	平日 授業終了時~18時	40	17
豊和放課後子ども教室		40	25
吉田放課後子ども教室		40	40

### 3) 小児医療の充実

全国的に小児科医が不足している状況にあり、急病時の小児医療へのニーズが高まっています。本市では、休日の急な診療については休日在宅当番医制事業で対応しています。

また、子どもの健やかな成長と家庭の経済的な負担軽減を図るため、子ども医療費助成事業を実施しています。

#### 具体施策

- ① 小児救急医療体制の整備 (健康管理課)  
医師会や近隣病院との連携の強化を促進し、小児救急医療体制の整備に努めます。
- ② 子ども医療費助成事業 (健康管理課)  
0歳から高校生世代までの子どもの医療費を助成します。
- ③ 未熟児養育医療給付事業 (健康管理課)  
母子保健法に基づき、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給を行います。
- ② 休日在宅当番医制事業 (健康管理課)  
地域住民の健康と安全を守るため、休日における在宅当番医による急病患者の対応に努めます。

### 4) 障害を持つ子どもへの支援

健康診査等で発育・発達上の心配がある子どもについては、適切な療育につながるよう早期発見体制とそれにつながる相談体制を充実し、障害児については日常生活動作の訓練や外出支援等が重要です。

本市では、健康診査等の母子保健事業で発育や発達の問題の早期発見に努めており、問題の発見後は専門職による継続的な支援を行っています。また、心身の発達や機能回復、集団生活への適応などの療育体制の整備に努め、就学の際には就学支援として、医師・教育関係者・福祉関係者による諸検査と保護者面談によって作成した資料に基づき慎重に審議を行っています。

今後も、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期対応に努め、スムーズに就学支援へつながるように体制の強化を行うとともに、保護者等の関係者に対して助言・指導を行う等、その家庭にあった支援を推進します。また、保育所・幼稚園・小学校等の教員・指導者の発達障害への理解を深めていくとともに、保護者に向けても発達障害について啓発を図っていく必要があります。

## 具体施策

- ① 障害児保育等の充実 (再掲) (学校教育課・福祉課)  
障害のある子どもの保育等に対応できるよう、教員及び保育士の研修会への参加を促し、障害児保育などに対応できる人材の確保に努めます。
- ② 障害児の幼児教育の充実 (学校教育課)  
満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。
- ③ 早期発見体制の強化 (健康管理課・学校教育課・福祉課)  
子育て世代包括支援センターを拠点として母子保健事業や幼稚園・保育所(園)と連携し、子どもの障害や発達・発育の問題の早期発見体制の強化を図ります。
- ④ フォロー体制の整備 (健康管理課・福祉課)  
発達支援が必要な子どもに対して、心理発達相談員等による専門的な相談を行い、必要に応じて匝瑳市マザーズホームと連携し支援を行います。
- ⑤ 療育体制の整備 (福祉課)  
心身の発達、機能回復訓練、集団生活への適応等、匝瑳市マザーズホームを通して発達支援に努めるとともに、指導員のスキルアップ、相談体制の充実を図ります。また、地域の中核的な療育支援施設として匝瑳市マザーズホームの児童発達支援センター化を推進します。
- ⑥ 就学指導の充実 (学校教育課)  
教育支援委員会会議に諮り、関係機関との連携により、対象児の把握・保護者の意向を聴取し、本人と保護者の意思を最大限尊重した就学指導に努めます。
- ⑦ 教員の研修と相談機能の充実 (学校教育課)  
学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等に対する理解を深めるため、教員研修の充実に努めます。
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給 (学校教育課)  
小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために特別支援教育就学奨励費を支給します。
- ⑨ 障害児に対する助成 (福祉課)  
障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給を図ります。
- ⑩ 保育所(園)心理発達巡回相談 (福祉課)  
心理発達相談員が保育所(園)を巡回し、児童の心理発達、行動分析、保育士へのアドバイスによるスキルアップ等を行い、適切な保育の推進を図ります。

## (2) 子育てを地域で支える意識・体制づくり

### 1) 地域ぐるみの子育て支援意識の醸成

かつては、近所づきあいや地域の行事等が重視される地域社会が形成され、子育てを地域ぐるみで見守る意識がありましたが、現在は地域社会のつながりが希薄化するとともに地域ぐるみによる子育て意識も低下しています。

本市では、広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発や、児童委員及び主任児童委員の活動内容を周知してきました。

今後も、児童委員及び主任児童委員の地域の活動内容について積極的にPRを行い、地域住民への周知を図っていく必要があります。

#### 具体施策

##### ① 地域ぐるみの意識の醸成

(福祉課)

広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発活動を進めます。

##### ② 児童委員及び主任児童委員の活動の周知

(福祉課)

子育てについての相談、子どもの見守り、児童相談所への窓口等、地域における児童委員及び主任児童委員の活動内容について周知を図ります。

## 2) 地域における子育て支援のネットワークづくり

地域社会のつながりの希薄化や、少子化の進行等により子ども同士の交流機会が減少しています。子どもの健やかな成長への影響が心配されるとともに、社会・経済的理由から、保護者自身が地域社会から孤立した育児をせざるを得ない状況も出ており、結果として子育てへの不安や負担が大きなストレスとなり、育児放棄や虐待につながるケースも見られるようになりました。そのため、保護者の感じる子育ての不安や負担を地域全体で軽減し、支援することが重要となっています。

本市では、そうさ市子ども会を運営する子ども会育成連絡協議会の活動を積極的に支援し、子ども会活動の活発化を図っています。また、幼稚園・小学校・中学校のPTA間で連携した協力体制が充実しています。

今後も、子育て支援のネットワークづくりとして、子ども会や幼稚園・小学校・中学校のPTAの活動が活発化していくよう支援していく必要があります。

### 具体施策

#### ① 子ども会育成連絡協議会支援事業

(生涯学習課)

子ども会関係者との連絡を密にして、互いに協力しあい、子どもの活動の発展を図ります。また、子ども会運営の後継者の育成にも努めます。

#### ② PTA活動支援事業

(生涯学習課)

市内の小・中学校及び幼稚園のPTAが連携し、市内の教育進展に寄与することを目的とする事業への支援をします。また、市との教育懇談の機会も設けていきます。

#### ③ スポーツ活動支援事業

(生涯学習課)

スポーツ振興を目的として、子どもたちが取り組みやすい種目を発掘し、スポーツ技術の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行います。

### 3) 地域資源活用による子育て支援

少子化の影響により、地域内で児童が減少したことによって、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響を与えています。全ての子どもを対象に、放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動を進めていくことが求められています。

本市では、各地域振興協議会が中心となって、子どもから高齢者までを対象とした各種事業が実施されています。また、各地区のコミュニティセンターが放課後児童クラブや子ども会行事の際に利用されています。

今後は、ファミリー・サポート・センター事業の実施を検討し、地域全体での子育てを支援していく必要があります。

#### 具体施策

##### ① 学習機会の拡充

(生涯学習課)

小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。

##### ② 地域資源の活用

(環境生活課)

区長会への周知を通し、各地区コミュニティセンターを子育て支援及び親子交流の場としてさらなる活用に努めます。

##### ③ ファミリー・サポート・センター事業の検討

(福祉課)

ファミリー・サポート・センター事業の実施について、人材や団体等地域の有する資源の活用を考慮し、検討します。

## 基本目標2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり

### (1) 保護者と子どもの健康の確保、増進

#### 1) 安全な妊娠と出産の支援

少子化・核家族化・晩婚化に伴い、妊娠期からの健康と妊産婦の不安の解消に向けた支援が必要になります。本市では、母子健康手帳の交付時より、妊婦の健康状態や不安を把握し、個々に合わせた指導を行っています。また、ハイリスク妊婦に対しては、家庭訪問や相談等の個別指導を実施したり、医療機関との連携を図っています。

今後、より支援内容を充実させていくために、関係機関との連携を密にして、相談支援体制の強化を図る必要があります。

#### 具体施策

##### ① 母子健康手帳交付・妊婦相談

(健康管理課)

妊娠、出産、育児を通じて、母と子の一貫した健康管理を行うため、母子手帳を交付し、母と子の健康管理を支援します。

##### ② 母性健康管理指導事項連絡カードの活用

(健康管理課)

働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために、母子健康手帳交付時やマタニティクラスで周知に努めます。

##### ③ 妊産婦訪問指導

(健康管理課)

訪問等により、個々に合わせた相談に応じることで不安の解消に努めます。

##### ④ マタニティクラス

(健康管理課)

妊娠、出産に関する具体的な知識を普及するとともに、参加者同士が交流することで不安の解消に努めます。また、父親の参加促進を積極的に行います。

##### ⑤ ハイリスク妊婦に対する個別指導

(健康管理課)

身体的・社会的・精神的に支援が必要とされる妊婦には、関係機関と連携を図り、個別に対応することで、安心・安全な出産を迎えられるように支援します。

##### ⑥ 妊娠中の飲酒・喫煙の影響についての啓発

(健康管理課)

妊娠・育児中の飲酒や喫煙が胎児や子どもに及ぼす影響について、妊娠期、子育て期に限らず、あらゆる事業で喫煙の健康への影響について伝え、知識の普及に努めます。

##### ⑦ 医療機関委託妊婦一般健康診査事業

(健康管理課)

妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数 14 回分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

##### ⑧ 不妊治療に対する助成

(健康管理課)

不妊症のために特定不妊治療を受けた夫婦に対して、費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

## 2) 子どもの健やかな成長と発達への支援

母子保健事業等を通して、疾病や発達障害等の早期発見に努めています。また、保護者が育児に対して自信を持って取り組めるように、子どもの発達段階に応じたきめ細やかな相談を行っています。今後も、異常の早期発見と育児不安の解消に向け、継続して支援を行っていきます。

### 具体施策

#### ① 乳幼児健康診査

(健康管理課)

健康診査で疾病や発達障害等の早期発見に努めます。また、専門職による子どもの発達段階に合わせた相談により育児不安の解消を努めます。また、未受診者に対しては、保健師が家庭訪問し、健診の必要性について説明していくとともに、発育・発達状態と育児状況の確認をしていきます。

#### ② 医療機関委託乳児一般健康診査

(健康管理課)

9～11 か月児の間に受診できる乳児健康診査受診票を交付することで健診費用の助成を行います。

#### ③ 母子健康相談

(健康管理課)

保護者が育児で困った時に、いつでも相談できる相談窓口をめざしています。電話や来所相談のほか、乳幼児健康相談においても専門職による相談を行っていきます。

#### ④ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）

(健康管理課)

子育ての孤立を防ぐために、乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、育児の情報提供を行っていきます。

#### ⑤ 離乳食教室

(健康管理課)

5～11 か月の乳児を持つ保護者を対象に、初期・中期・後期のグループで離乳食の調理と試食をします。また、保護者同士の交流の場を提供します。

#### ⑥ 予防接種の早期実施の徹底

(健康管理課)

乳幼児から小・中学生及び高校生の定期予防接種の対象者が100%受けられるよう未受診者の電話や手紙などでの再通知や健診時の予防接種の勧奨に努めます。

#### ⑦ 子育てに関する情報提供

(健康管理課)

様々な機会を利用して、子どもの発育・発達と、事故予防を含めた育児に関する正しい知識の普及に努めます。

#### ⑧ 育児支援家庭訪問事業

(福祉課)

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過度な負担がかかる前の段階において訪問による支援を実施します。

#### ⑨ すくすく歯っぴい(1歳児歯科相談)

(健康管理課)

1歳児をもつ保護者に対し保健師、栄養士、歯科衛生士が個別相談を実施し、歯みがきの動機付けを行うとともに、離乳完了期の食事や育児についての相談を実施します。

#### ⑩ 発達相談・言語相談

(健康管理課)

心理発達相談員、言語聴覚士による個別相談で専門的なアドバイスを得ながら、匠瑳市マザーズホームや医療機関と連携し、保護者が安心して育児ができるよう努めます。

#### ⑪ 未熟児・新生児・乳幼児家庭訪問指導

(健康管理課)

未熟児・新生児・乳幼児のいる家庭に対し、助産師や保健師等が家庭訪問を実施して子育てに関する様々な悩みや相談事に対応します。

⑫ 保育所(園)・幼稚園巡回歯科保健指導

(健康管理課)

3、4、5歳児を対象にむし歯予防を中心に、歯磨きの大切さ等を伝える歯科保健指導を実施します。

⑬ 小学校巡回歯科指導

(健康管理課)

養護教諭との連携を図り小学生の歯科保健指導の支援に努めます。

### 3)「食育」の推進

偏った栄養摂取、朝食欠食などの食生活の乱れや、手軽にファーストフードやインスタント食品を食べられる環境にあることから、食育を通じた正しい食習慣の啓発や、食生活の向上に努めていくために、食の大切さを理解する場を提供していきます。

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、料理教室や食育事業を実施していきます。

#### 具体施策

##### ① わんぱくクッキング

(健康管理課)

2歳以上の幼児と保護者を対象に、食に興味を持つことを目的に、食品にふれ、名前を知り、いろいろな食べ物の味を覚えたり、手づくりおやつやバランスのとれた食事について学びながら、保護者同士の交流も図ります。

##### ② 親子料理教室

(健康管理課)

小学校家庭教育学級の親子を対象に、食品や調理方法について学ぶために料理教室を開催します。また、望ましい食事のとり方や、よりよい食生活が身につくよう、保健推進員と栄養士による講話を行います。

##### ③ 食育事業

(学校教育課・産業振興課)

作物を育てる等の「食」に関する様々な体験や、地産地消として匝瑳市で生産された農水産物を給食で使用し食育を行う等、家庭・地域・学校・関係機関等が連携して、食育の取組を推進します。

#### 4) 思春期の心と体の健康づくり

性に関する正しい知識の普及と命の大切さに重点を置いた教育指導が重要となっています。本市では、家庭・学校・地域で連携して命の教育を行うとともに、赤ちゃんとのふれあいを通して命の大切さを学ぶ機会を提供しています。

今後は、児童・生徒の健康の保持増進を強化し、関係機関と連携しながら効果的な情報提供ネットワークづくりを進め、児童・生徒の心の問題に係る相談体制の充実に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

##### 具体施策

###### ① 命の教育

(健康管理課・学校教育課)

中学生とその保護者を対象に、家庭・学校・地域の連携のもとに様々な教育の場を活用して命の教育を推進し、自他の命の大切さについて再認識し、健康や性に関する正しい知識の普及を図ります。

###### ② 未成年の喫煙・飲酒の防止

(学校教育課)

子どもたちの規範意識を高めるとともに、家庭・学校・地域・事業者が協力し、未成年の喫煙、飲酒の防止に、取り組みます。

###### ③ 思春期における心の問題に係る専門家の確保

(学校教育課)

学校における教育相談の機能の強化を図り、いじめや不登校等の問題に対応するためにスクールカウンセラーを配置して、相談活動を行います。また、スクールソーシャルワーカーの配置により、関係機関の連携を強化し、課題の解決を図ります。

## (2) 仕事と子育てが両立できる環境の整備

### 1) 仕事と子育ての両立支援の推進、多様な働き方の実現

少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援が重要な課題であり、男女共同参画の視点からも男女が協力して子育てを行う重要性が指摘されており、女性だけでなく男性も含めた働き方の見直しを進め、地域の企業、子育て支援団体等が、互いに連携・協力し合いながら地域の实情に即した取組みを進めていくことが必要です。

本市では、保護者の多様な働き方への支援として市内保育所（園）・こども園12か所で乳幼児保育や延長保育を実施し、小学校・こども園12か所で放課後児童クラブや放課後子ども教室を設置するほか、育児・介護休業制度を周知して父親の育児参加促進を図っています。今後も引き続き、保護者が働きやすい環境づくりのために、企業への啓発活動や保育の受け入れ体制の充実を図ります。

#### 具体施策

##### ① 乳幼児保育の充実（再掲）

（福祉課）

仕事と子育ての両立を支援や安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう受け入れ体制等の推進を図ります。

##### ② 延長保育の充実（再掲）

（福祉課）

保護者の利便性向上を図るため、多様な就労形態に対応可能な延長保育をめざし、子育てと仕事が両立できるよう努めます。

##### ③ 育児・介護休業制度の周知

（産業振興課）

育児・休業取得率の上昇をめざし、育児・介護休業制度を関係機関の指導により周知します。

##### ④ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実（再掲）

（学校教育課）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。また、指導を行う人材の確保にも努めます。

##### ⑤ 父親の育児参加の促進

（健康管理課）

父親が子どもを持つことの喜びを感じ、育児に対する責任を認識するとともに、積極的に育児に対応できるようマタニティクラス（両親学級）への参加を促進します。

##### ⑥ 働き方改革の促進

（産業振興課）

仕事と生活の調和のとれた生活が送れるようワーク・ライフ・バランスの考え方を広く市内事業所へ浸透させることにより、事業所の働き方の改革につながるよう働きかけを行います。

## 2) 経済的負担の軽減

一人の子どもが成人に至るまでには、食費・医療費・教育費等様々な費用を要することから、子育てに係る各種助成事業を拡充することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るとともに、子育てをしやすい環境整備を進めていく必要があります。支援を必要としている家庭への適切な給付に努め、児童手当の給付や保育料等については、国の動向に注視しながら、制度改正に柔軟に対応し、市民への周知を図っていく必要があります。

### 具体施策

- ① 医療機関委託妊婦一般健康診査事業 (再掲) (健康管理課)  
妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数 14 回分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。
- ② 出産育児一時金の支給 (市民課)  
国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給します。
- ③ 医療機関委託乳児一般健康診査 (再掲) (健康管理課)  
9～11 か月児の間に受診できる乳児健康診査受診票を交付することで健診費用の助成を行います。
- ④ 児童手当の給付 (福祉課)  
中学校修了前の児童・生徒を対象に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童・生徒の健全な育成及び資質向上に役立てることを目的とし、児童手当を支給します。
- ⑤ 保育料及び就学前障害児の発達支援の負担軽減 (福祉課)  
令和元年(2019年)10月から国の幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育所等保育料及び発達支援の利用者負担が無償化されています。今後も3歳未満児の保育料や学校給食費等の軽減について検討します。
- ⑥ 就学援助 (学校教育課)  
経済的理由で、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品費・学校給食費・医療費等の援助を行います。
- ⑦ 第3子以降の学校給食費の減免 (学校給食センター)  
18歳未満の子どもが3人以上いる家庭を対象に、第3子の学校給食費を1/2に、第4子以降の給食費を無料にします。
- ⑧ 子ども医療費助成事業 (再掲) (健康管理課)  
0歳から高校生世代までの子どもの医療費を助成します。
- ⑨ 児童扶養手当の給付 (福祉課)  
母子家庭等の生活安定と自立の促進を目的として、母子家庭又は父が重度の障害を有する家庭へ児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。
- ⑩ ひとり親家庭等医療費助成 (福祉課)  
ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方に、児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。

- ⑪ 未熟児養育医療給付事業 (再掲) (健康管理課)  
母子保健法に基づき、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給を行います。
- ⑫ 特別支援教育就学奨励費の支給 (再掲) (学校教育課)  
小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために特別支援教育就学奨励費を支給します。
- ⑬ 障害児に対する助成 (再掲) (福祉課)  
障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給を図ります。

### 3) ひとり親家庭への自立支援の推進

近年の離婚の増加等が背景となり、ひとり親家庭が増えています。就労のための相談・情報提供のほか、住居の安定確保に努める等、ひとり親家庭の自立支援を行っています。また、経済的な面での支援として、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度を積極的に周知し、活用を促しています。

今後は、更なるひとり親家庭の自立支援に向けて、様々なケースへの相談支援ができるように母子自立支援員の相談体制強化が重要な課題となっています。

#### 具体施策

##### ① 自立支援・就業相談等の情報提供

(福祉課)

母子家庭等に対する情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談、就業等の支援活動の充実を図ります。

##### ② 母子寡婦福祉会への支援

(福祉課)

母子家庭の母親や寡婦の方が生活の安定と向上をめざして、自主的に活動する団体で、お互いに情報を交換し、親睦を深めています。若年母子会員の勧誘等、会の充実を支援します。

##### ③ 母子家庭等への居住の安定確保

(都市整備課)

母子家庭等の居住の安定確保のために公営住宅への入居について配慮します。

##### ④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の優先的利用

(学校教育課)

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における母子家庭等の優先的利用を図り、保護者の就業や児童の育成を支援します。

##### ⑤ 児童扶養手当の給付 (再掲)

(福祉課)

母子家庭等の生活安定と自立の促進を目的として、母子家庭又は父が重度の障害を有する家庭へ児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。

##### ⑥ ひとり親家庭等医療費助成 (再掲)

(福祉課)

ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方に、児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。

##### ⑦ 母子家庭等対策総合支援事業

(福祉課)

母子・父子家庭の自立の支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための訓練の受講に係る費用の一部又は訓練促進費を支給します。

##### ⑧ 養育費の確保

(福祉課)

母子家庭等の母親等が養育費を確保できるよう、研修会などを通じて、養育費についての理解を深め、支援を行います。

## 基本目標3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり

### (1) 子育てを支援する生活環境の整備

#### 1) 良質な居住環境の確保

子育てを快適に行っていく中でも居住環境は最も基本的な要因の一つです。本市では、子育て中の家庭に適した良質な居住環境の確保のため、各種住宅優遇制度の案内や支援に努めています。



##### 具体施策

#### ① 子育て世代の住宅取得の支援

(都市整備課)

転入者マイホーム取得奨励金制度や住宅ローン金利の引き下げを受けることができる「フラット35」子育て支援型・地域活性化型、空き家バンク等の活用を促し、子育て世代の住宅取得を支援します。

#### 2) 安心して外出できる環境の整備

安心して外出できる環境の実現には、子どもを連れて安心して通行できる道路交通環境や、公共施設等のバリアフリー化等が課題です。

本市では、道路交通標識の整備により路面表示を行い、安全な通行を図っています。また、公園の遊具の安全点検とともに修繕を行い、公園施設の整備を行っています。

市内の公共施設において、ベビーカーでの利用等を考慮したバリアフリー化を進めており、今後も、子どもを連れて安心して外出できる環境の整備に努めていく必要があります。

##### 具体施策

#### ① 道路交通標識等の整備

(建設課)

子どもや子ども連れの家族等が安全に安心して通行できる道路交通標識等の整備を進めます。

#### ② 公共施設のバリアフリー化

(関係各課)

公共施設の子育てバリアフリー化を進めます。

#### ③ 遊び場の確保

(環境生活課・生涯学習課・都市整備課)

コミュニティセンター、学校の余裕教室等既存施設の有効利用や校庭・園庭の開放、児童遊園の遊具器具等の維持管理を図り、子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場の確保に努めます。

#### ④ 居場所の確保

(生涯学習課・都市整備課)

公民館、図書館、公園等子どもやその家族等が安全な環境で安心して過ごすことのできる場所の確保に努めます。

## (2) 安全対策の推進

### 1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、子どもが安全にかつ安心して地域で育つことができるよう、地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るための活動が重要となっています。

本市では、幼稚園・小・中学校の保護者、地区防犯指導員の携帯電話に、まちcomiメールによる不審者情報を提供し、犯罪の未然防止に努めています。また、子どもの安全を地域全体で守ることを目的として、小学校ごとに地域住民・保護者による見守り活動を組織的に行っています。

また、子ども110番の家との連携強化により、地域の中に緊急時の子どもの避難先の確保に努めています。

今後も子どもが安全に過ごせる環境づくりをめざし、関係団体や地域住民と連携して活動を推進します。

#### 具体施策

##### ① 犯罪等に関する情報の提供

(学校教育課)

市内及び近隣での犯罪や不審者の発生について、警察署や防犯関係団体と連携し、幼稚園・小・中学校保護者に対して、メール配信システムにより速やかに情報提供を行います。

##### ② 地域全体での取組みの推進

(学校教育課・環境生活課)

地域住民、防犯協会、自治会、シニアクラブ等の各種団体の協力を得て、学校ごとに見守り活動の組織づくりを進めます。

##### ③ 各種団体による子どもの安全対策

(環境生活課)

地域住民、防犯協会、自治会、ボランティア等の見守り活動を支援し、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。

##### ④ 防災行政無線を活用した子どもの安全対策

(総務課・学校教育課)

防災行政無線による小学生の帰宅及び見守り放送を実施し、今後も子どもへの一層の注意喚起と市民の見守りに対する意識の向上に努めます。

##### ⑤ 「子ども110番の家」の強化

(学校教育課)

子どもたちが安全で安心して登下校できるように、「子ども110番の家」の周知を行うとともに、地域との連携強化を図ります。

##### ⑥ 地域防犯パトロール

(学校教育課・生活環境課)

小学校PTA等を中心とした、地域防犯パトロール活動を支援します。

##### ⑦ 保育所(園)、幼稚園、小・中学校における防犯対策の充実

(学校教育課・福祉課)

保育所(園)、幼稚園、小・中学校において、防犯カメラ等の整備による防犯対策の充実に努めます。

## 2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進

子どもを交通事故から守るためには警察、保育所（園）、幼稚園、学校、関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要になっています。

本市では、地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全教育を進めるとともに、市内学校等の防災設備の点検を行うほか、警備業務を定期的実施しています。

今後とも、交通安全意識の向上に努めるとともに、市内学校等での避難訓練の実施による防災意識の向上や防犯対策の充実化を図っていく必要があります。

### 具体施策

#### ① 交通安全教育の実施

(学校教育課・環境生活課・福祉課)

子どもたちを交通事故から守るために、警察署及び交通安全協会と連携を図りながら交通安全教育を保育所(園)や幼稚園、小・中学校で実施します。また、地域住民等の協力を得て、児童・生徒の登下校に合わせて安全パトロールを組織的に行います。市内の幼児から高齢者までを対象として、心身の発達に応じた段階的かつ体系的な交通安全教室を開催します。

#### ② 避難訓練の実施

(学校教育課・福祉課)

災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう幼稚園、保育所(園)、小・中学校において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を定期的実施します。

### 3) 児童虐待の防止策の充実

近年の核家族世帯の増加、ひとり親家庭の増加等による保護者の孤立に伴う不安やストレスの増大が児童虐待の要因となり、痛ましい事件が年々増加しています。

本市においては、関係機関と連携を取り、保護者の孤立感や不安の解消、虐待の早期発見に努め、虐待を発見した場合は、継続的に支援を行っています。また、虐待の早期発見に向けて市民の協力を呼びかけています。

今後も「早期発見・早期対応」を第一に、虐待を受けた子どもの「保護と自立」へとスムーズかつきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、育児困難の家庭や虐待の把握に力を入れていく必要があります。

#### 具体施策

##### ① 孤立感・不安の解消

(健康管理課)

母子保健事業において妊娠期から丁寧な相談により保護者の不安をよく受け止め助言することで、自信を持って育児ができるように支援します。また、意識的に母親同士の交流の場を持つことにより、孤立感・不安の解消に努めます。

##### ② 相談事業の周知

(福祉課)

家庭児童相談室や各保育所(園)等で実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進します。

##### ③ 一時預かりの拡充 (再掲)

(福祉課)

保育所を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。

##### ④ 関係機関の協力による早期発見

(健康管理課)

母子保健事業・こにちは赤ちゃん訪問事業において、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。

##### ⑤ 保育所(園)、幼稚園、小・中学校における早期発見

(学校教育課・福祉課)

保育所(園)、幼稚園、小・中学校では、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための研修・指導・啓発に努めます。

##### ⑥ 市民の協力による早期発見

(福祉課)

「広報そうさ」で毎月相談日を周知し、特に11月の児童虐待防止月間では早期発見の重要性を周知します。家庭児童相談室のパンフレットも2年に一度更新し、学校、保育所、公民館等に配布し、今後も市民が協力できるよう呼びかけを継続します。

##### ⑦ 要保護児童対策地域協議会事業

(福祉課)

要保護児童対策地域協議会による関係機関とのネットワークを最大限に活用し、情報の共有化等を図り、児童虐待に際して適切な対応に努めます。

### (3) 子どもが健やかに育つための環境づくり

#### 1) 子どもの権利を守るまちづくり

子どもの権利とは、子どもが持つ人権であり、子どもに与えられる特別の保護とケアへの配慮が求められています。

子どもも一人の人間であるという観点から、子ども一人ひとりの意見や考えを尊重し、また、自分自身の考えを持てる自立した豊かな人間性を育める環境づくりをめざしていくことが必要です。

また、近年では、学校における子どもの人間関係や家庭環境が複雑化し、いじめや不登校、虐待といった問題が誰にでも起こりうる状況となっています。多感な時期の人間関係のこじれは、子どもの健やかな育ちを阻む要因となり、心のケアが重要となっています。

本市では、子どものいじめや不登校、虐待の早期発見に努め、これらを発見した場合は、継続的な支援を行っています。また、児童・生徒及び保護者の希望により、「適応支援教室」への不登校児童・生徒を受け入れる支援を行っており、受け入れ希望者は年々増加傾向にあります。

子どもも重要なまちの一員として捉え、議会事務局・関係各課・中学校の連携の下に、中学生模擬議会を開催し、議会政治の役割等を体験することで、市政への理解を深め、積極的なまちづくりへの参画を促しています。

今後も、いじめや児童虐待の「早期発見・早期対応」を第一にした相談支援体制の強化を図るとともに、市内中学校の中学生模擬議会への積極的な参加を促進します。

#### 具体施策

##### ① 保育所(園)、幼稚園、小・中学校における早期発見(再掲)

(学校教育課・福祉課)

保育所(園)、幼稚園、小・中学校では、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための研修・指導・啓発に努めます。

##### ② 青少年相談員活動の推進

(生涯学習課)

より複雑さを増す青少年を取り巻く社会環境の改善を図るため、青少年相談員活動を通じて青少年の非行・いじめ等の諸問題に取り組みます。

##### ③ 中学生模擬議会の開催

(学校教育課)

中学生による模擬議会を開催し、中学校社会科「地方自治と住民」の学習内容を、体験を通して理解するとともに、市議会の果たす役割について、中学生が認識を深める機会として行っています。

##### ④ 適応支援教室の実施

(学校教育課)

匝瑳市適応支援教室「さわやかルーム」において、子どもサポーター(適応支援教室支援員)を配置し、家庭・学校・関係機関との連携を密にして不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。

青少年相談員の活動状況

趣 旨 ・ 目 的	次世代を担う青少年が社会性や幅広い視野を身に付け、心身共に健やかに成長できるように、スポーツ活動や各種行事等の青少年健全育成活動を推進しています。
主 催 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年の日地域のつどい大会（夏：ミニバス、冬：ドッジボール）</li> <li>・市民オリエンテーリング大会</li> <li>・通学合宿（フロンティア学寮）</li> <li>・小学生ギネス大会</li> <li>・青少年健全育成活動事業等</li> </ul>
相 談 員 数	市内各地区に配置され、計 69 人の青少年相談員が活動しています。

## 2) 次代を担う人づくり

親になる前に小さな子どもとふれあったり、世話をしたりする経験が少ない等、親になる上で必要な経験が不足していることが子育てへの不安や悩みにつながるケースが増えています。

また、家庭を築き、働き、子どもを生み育てたいと思う地域社会の環境の整備や、中学生・高校生に子どもを生み育てることの意義を理解させるなどの次代を担う人の育成が重要な課題となっています。

本市では、保育所等での中学生・高校生と乳幼児がふれあう機会の創出や、行事等を通じた他世代とのふれあいといった地域社会の中での交流の場を設けています。また、そうさ市子ども会育成連絡協議会による次代の人づくりを目的としたジュニアリーダー養成事業を行っています。

今後も、小さな子どもとふれあうことや様々な経験を通して大人としての自覚を養っていく機会の充実を図ります。

### 具体施策

#### ① 意識の啓発

(学校教育課)

家庭や学校教育の中で、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。

#### ② 乳幼児とふれあう機会の創出

(学校教育課・福祉課)

保育所(園)と学校の連携により、総合的な学習の時間や夏休み等を利用して、小学生、中学生及び高校生が乳幼児とふれあう機会を創出し、継続した活動になるよう努めます。保育所等でのふれあいの機会を促進します。

#### ③ 体験活動の推進

(学校教育課)

小学生及び中学生を対象とした社会体験活動、ボランティア活動の場を開拓し、情報提供や個別相談、アドバイスをを行います。

#### ④ 他世代とのふれあいの機会の創出

(学校教育課)

地域住民が参加する行事等を通して、児童・生徒と他世代との交流を深めます。

#### ⑤ 職業体験機会の充実

(学校教育課)

在学中から職業意識を啓発するため、学校と市内の企業等の協力・連携の下に、中学生等の職業体験の機会を設けます。

#### ⑥ 学習機会の拡充

(生涯学習課)

小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。

#### ⑦ 指導者の確保・養成

(高齢者支援課・生涯学習課)

地域住民(P T A・シニアクラブ等)の協力を得ながら、子どもの遊び支援やスポーツ活動等の指導を担う人材の確保・育成に努めます。

#### ⑧ 子ども会活動支援

(生涯学習課)

ジュニアリーダーの育成や、行事等の充実を図るとともに、行事の実施に当たり、そうさ市子ども会育成連絡協議会が中心となって企画を進められるよう支援し、活動の充実・発展を促進します。

児童・青少年団体の活動の状況

			平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)
各種団体	子ども会	団体数	48	47	44	41	38
		会員数	2,640	2,398	2,256	2,071	1,860
	スポーツ少年団	団体数	16	18	17	15	11
		会員数	380	387	362	331	275
	ボーイスカウト	団体数	1	1	1	1	1
		会員数	69	61	61	66	66
	ガールスカウト	団体数	1	1	1	1	1
		会員数	37	31	35	35	35
	PTA	団体数	16	16	16	16	16
		会員数	2,901	2,805	2,686	2,701	2,615

職業体験学習の実施状況

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)
匝瑳市立八日市場第一中学校	110	101	116	105	98
匝瑳市立八日市場第二中学校	166	152	149	131	164
匝瑳市立野栄中学校	94	88	71	82	80
体験学習先	病院、給食センター、市役所、保育所、放課後児童クラブ、飲食店、動物病院、運送業、図書館、介護事業、ドラッグストア、菓子店、菓子製造販売業、農業、ガス販売店、農業用品小売店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、美容等				

そうさ市子ども会育成連絡協議会

構 成 員 の 人 数 等 (平成 26 年 4 月 1 日現在)	幼児・児童・生徒：約 1,120 人 育成者・指導者：約 630 人	
活 動 の 内 容 (行 事)	4 月	第 1 回常任理事会
	5 月	総会、安全対策講習会 東総子ども会育成者講習会参加
	6 月	東総子ども会ジュニアリーダー - (初級認定講習会)・集団指導者認定講習会参加
	7 月	
	8 月	東総子ども会安全対策講習会参加
	9 月	第 2 回常任理事会
	10 月	東総子ども会かるたレク交歓会参加
	11 月	わんぱくドッジボールルール講習会、わんぱくドッジボール大会 千葉県子ども会房総子どもかるた大会参加
	12 月	クリスマス会
	1 月	第 3 回常任理事会
	2 月	子ども会活動掲示 (壁新聞)
	3 月	親子レクリエーション (バス遠足)
	以上の他、ジュニアリーダーズクラブ (中学生・高校生で構成された団体) の派遣事業や各単位団体 (37 団体) による独自の地区子ども会行事を実施している。	

### 3) 生きる力を育む環境の整備

次代の担い手である子どもの生きる力の育成と学力の向上に向けた学校の教育環境の整備を図ることが重要となっています。

本市では、確かな学力の向上のために、幼稚園や保育所（園）と小学校が連携し、幼児教育の充実を図ることに加えて、各学校の授業研究での指導・助言を通し学習活動の改善等を計画的に行っています。また、スポーツ教室の開催や子ども週末活動等支援事業、八咫少年少女発明クラブといった学校外での教育活動も積極的に推進し、年々参加者が増加しています。

今後も、個性あふれる子どもの育成に力を注ぎ、幼稚園や保育所（園）、小学校だけでなく、地域の協力を得ながら子どもの生きる力を育てていく必要があります。

#### 具体施策

##### ① 幼児教育の充実

(学校教育課・福祉課)

幼児教育の充実に向けて、幼児教育の情報提供、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園や保育所（園）と小学校との連携を推進します。

##### ② 障害児の幼児教育の充実（再掲）

(学校教育課)

満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。

##### ③ 学力の向上

(学校教育課)

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、『学びに向かう力、人間性』『知識及び技能』『思考力、判断力、表現力』の育成を図り、確かな学力の向上に向けた取組を進めます。

##### ④ 信頼される学校づくり

(学校教育課)

信頼される学校づくりに向けて、地域及び家庭と学校との連携・協力の取組み、地域に根ざした特色ある学校づくり、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価する仕組み、安全な学校施設の整備を推進します。

##### ⑤ スポーツ教室の開催

(生涯学習課)

健やかな身体の育成に向けて、子どもが生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するための取組を推進します。

##### ⑥ 子ども週末活動等支援事業

(生涯学習課)

週末等における子どもの活動支援や地域の教育力を活性化する取組を推進します。親子自然観察会や子ども会の各種行事を通して、子どもたちは他校や異学年の仲間たちとのコミュニケーションを図ったり、大人たちも行事運営の協力等を通して親同士の親睦が図られ、地域で子どもを育てることの大切さを実感できてきています。さらに、親子を対象とした行事を充実させることにより、地域の教育力の向上をめざします。

##### ⑦ 八咫少年少女発明クラブの支援

(生涯学習課)

八咫少年少女発明クラブの活動を推進し、ものづくりの喜びや人間関係を深めていくことを援助します。また、他地域への出品等を通して意欲を高め、積極的に活動します。

子ども週末活動等支援事業

趣旨・目的	子どもを中心として地域の新たな教育的課題に対応し、地域全体で子どもを育てる環境の充実を目的としています。 完全学校週 5 日制の実施に伴い、週末等を利用して子どもの活動支援や地域の教育力活性化に向けた取組みを推進しています。
活動の内容	
体験活動	社会教育施設等を活用し、地域の自然環境にふれる様々な体験活動を通し、子どもたちの心を豊かに育む場を提供しています。
子ども映画会・人形劇	市民ふれあいセンターにおいて子ども映画会を開催し、子どもたちに人気の高い映画を厳選して提供しています。

スポーツ教室の実施状況

施策名	対象	会場等	延べ参加人数(人)
卓球	幼児～一般	八日市場ドーム	407
エアロビクス	小学生～一般	八日市場ドーム	830
ラグビー	幼児～小学生	野手浜総合グラウンド	509
ジュニアバレーボール	小学生	二中武道館	321
ジュニアサッカー	小学生	天神山	311
Hip Hop ダンス	小学生	八日市場ドーム	36

体験活動室の実施状況

施策名	対象	会場等	参加人数(人)
自然観察会(年 2 回)	小学生・親子	市内里山・鴨川市仁右衛門島 等	62
子ども映画会	幼児～一般	市民ふれあいセンター	400
子ども人形劇	幼児～一般	野栄総合支所	80
親子そば打ち教室 (午前・午後 1 回ずつ)	小学生以上の 親子・家族	生涯学習センター	6 組

#### 4) 家庭や地域の教育力の向上

子育てが強いストレスとなることで児童虐待や育児不安・育児放棄につながるケースがあります。また、少年犯罪の増加や地域社会のつながりの希薄化が進行し、全国的に「家庭や地域の教育力」が低下しているといわれ、家庭・地域でそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体の教育力向上をめざすことが必要となっています。

本市では、自然体験や社会体験事業の周知に努めています。また、地域の教育資源の開放として、学校施設を広く市民に開放し、総合的な学習において豊かな知識や経験を持つ地域住民を積極的に登用していく必要があります。

##### 具体施策

##### ① 子ども体験活動情報の発信

(生涯学習課)

子どもたちにとって、良質の自然体験や社会体験に関する情報発信の充実に努めるとともに、一人でも多くの子どもたちに感動や実感ができるよう事業を継続します。また、本市の良さについても積極的に取り上げ、郷土愛を育みます。

##### ② 青少年相談員活動の推進（再掲）

(生涯学習課)

より複雑さを増す青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るため、青少年相談員活動を通じて青少年の非行・いじめ等の諸問題に取り組みます。

##### ③ 地域の教育資源の開放

(生涯学習課)

地域住民のスポーツ活動の場として、今後も学校施設の開放を行います。

##### ④ 地域人材の教育現場への登用

(学校教育課)

地域住民の豊かな知識や技術にふれあうことができるよう地域の人材の登用を行います。

##### ⑤ メディアの影響についての学習会の開催

(生涯学習課)

テレビが幼児に与える影響や、携帯電話やインターネットが中高生に与える影響等を研究するための学習会等の開催を検討します。

##### 家庭教育学級の活動状況

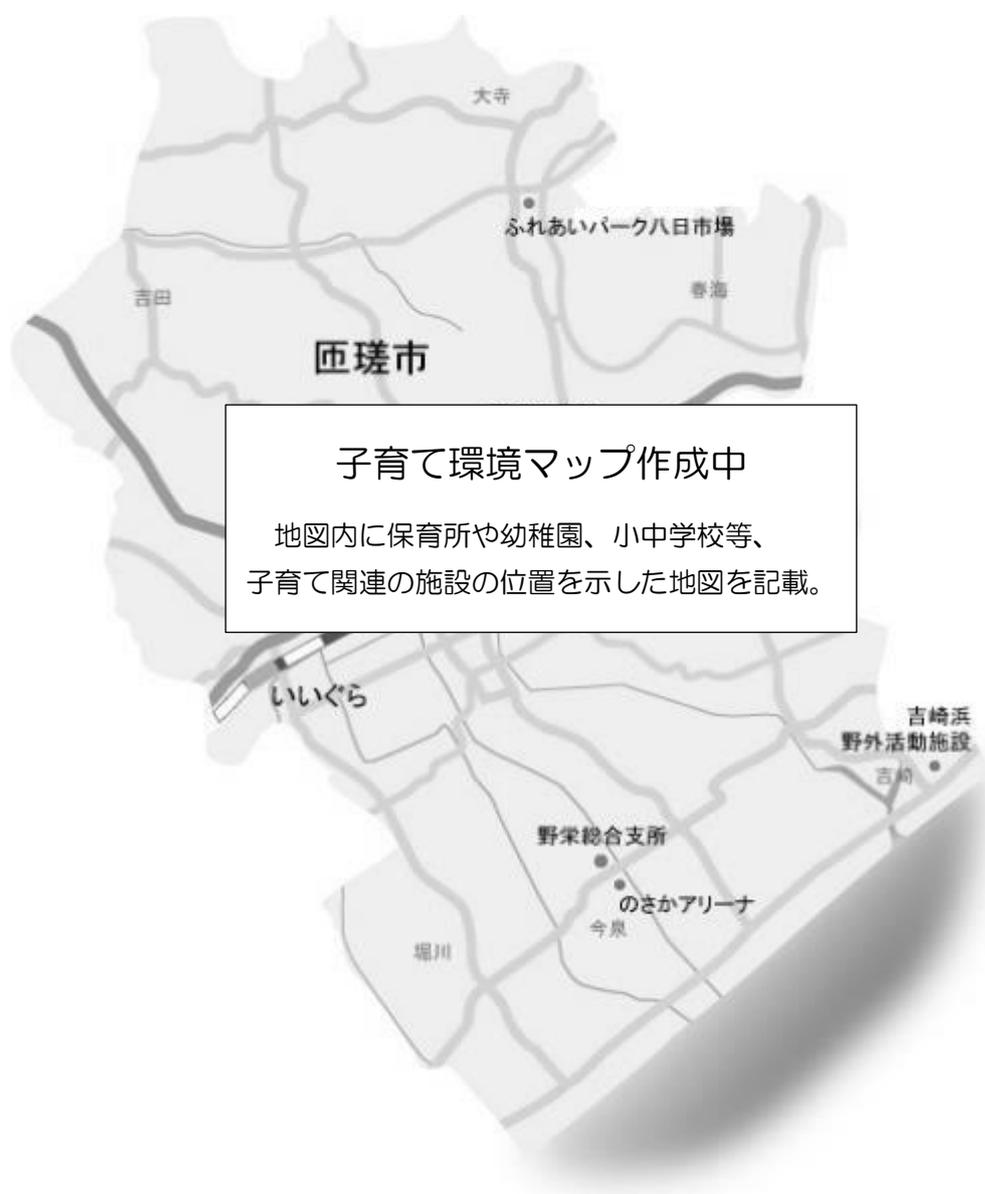
趣 旨 ・ 目 的	両親等が家庭で子どもの教育を行う上で必要な心構え、留意点等を学習する機会を提供することを目的として開設されるもので、現在幼稚園、各小・中学校を単位として17学級開設しています。講演会や子育て講座、親子料理教室等活発な活動を展開しています。
活 動 の 内 容	合同開級式、親子ふれあい活動、親子料理教室、親子体験学習、子育て学習会、座談会等
対 象	幼稚園児、小学校児童、中学校生徒の保護者
講 座 数	年間5講座（1学級あたり）

## 第5章 量の見込みと確保方策

### (1) 教育・保育提供体制区域の設定

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」にもとづいて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域に教育・保育提供区域を設定する必要があります。本市では、市の面積規模や児童人口、交通事情、保育園・幼稚園・学童保育・地域子育て支援事業などの利用状況などの諸条件を総合的に勘案し、第1期計画同様、市内全域を1つの教育・保育提供区域として設定し、サービス基盤の整備や充実をはかります。

【図5-1 子育て環境マップ】



## (2) 教育・保育の量の見込・確保方策

数値は試算

### 1) 1号認定（幼稚園及び認定こども園）

※「1号認定の3～5歳児」及び「2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの」の総数（幼稚園及び認定こども園の利用）

#### 【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上、教育標準時間設定</li> <li>・幼稚園等での教育を希望される場合</li> <li>・利用先は、幼稚園、認定こども園</li> </ul>		
対象家庭類型	タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月64時間未満+月64時間～120時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)家庭
	タイプE'	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月64時間未満+月64時間～120時間の一部)
	タイプF	無業・無業の家庭
対象年齢	3歳～5歳児	

#### 【量の見込みと確保方策】

単位:人

1号 教育認定 3～5歳		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		76	72	68	63	59
② 方 確 策 保	特定教育・保育施設	180	180	180	180	180
	新制度に移行しない 幼稚園	0	0	0	0	0
②-①		104	108	112	117	121
計画期間中の確保の内容		・				

## 2) 2号認定（幼稚園及び認定こども園）

数値は試算

※3～5 歳児（保育の必要性あり 幼稚園及び認定こども園の利用）

### 【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上、保育認定</li> <li>・「保育を必要とする事由※」に該当し、幼稚園等での保育を希望される場合</li> <li>・利用先は、幼稚園、認定こども園</li> </ul> <p>※「保育を必要とする事由」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働等、基本的に全ての就労を含む）</li> <li>2.妊娠、出産、3.保護者の疾病、障害、4.同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護</li> <li>5.災害復旧、6.求職活動（起業準備を含む）、7.就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</li> <li>8.虐待やDVのおそれがあること</li> <li>9.育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</li> <li>10.その他、上記に類する状態として市が認める場合</li> </ol>		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部 )
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
対象年齢	3 歳～5 歳児	

### 【量の見込みと確保方策】

単位:人

2号 保育認定 3～5歳		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		20	19	18	17	16
②確保方策	特定教育・保育施設	45	45	45	45	45
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育	0	0	0	0	0
②-①		25	26	27	28	29
計画期間中の確保の内容		・				

### 3) 2号認定（保育所（園）及び認定こども園）

数値は試算

※3～5 歳児（保育の必要性あり 保育所（園）及び認定こども園の利用）

#### 【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上、保育認定</li> <li>・「保育を必要とする事由※」に該当し、保育所（園）及び認定こども園での保育を希望される場合</li> <li>・利用先は、保育所（園）、認定こども園</li> </ul>		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
対象年齢	3歳～5歳児	

#### 【量の見込みと確保方策】

単位：人

2号 保育認定 3～5歳		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		532	503	473	444	415
②確保方策	特定教育・保育施設	625	625	625	625	625
	幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
	その他※	0	0	0	0	0
②-①		93	122	152	181	210
計画期間中の確保の内容		・				

※指導監督基準を満たす認可外保育事業所など

#### 4) 3号認定（保育所及び認定こども園＋地域型保育）

数値は試算

※0～2歳児（保育の必要性あり 保育所及び認定こども園＋地域型保育の利用）

##### 【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳未満、保育認定</li> <li>・「保育の必要な事由」に該当し、保育所（園）等での保育を希望される場合</li> <li>・利用先は、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業</li> </ul>		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
対象年齢	0歳～2歳児	

##### 【量の見込みと確保方策】

単位：人

3号 保育認定 0歳		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		89	88	88	87	87
②確保方策	特定教育・保育施設	46	46	46	46	46
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他*	0	0	0	0	0
②-①		▲43	▲42	▲42	▲41	▲41

3号 保育認定 1～2歳		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		220	217	214	210	206
②確保方策	特定教育・保育施設	304	304	304	304	304
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他*	0	0	0	0	0
②-①		84	87	90	94	98

計画期間中の確保の内容	・
-------------	---

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込・確保方策

#### 1) 時間外保育事業（延長保育事業）

##### 【基本情報】

<p>・保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日・利用時間以外において、保育所等において保育を実施する事業です。</p>		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部 )
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
対象年齢	0 歳～5 歳児	

##### 【量の見込みと確保方策】

時間外保育事業 (延長保育事業)		実施時期				
		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み (人)		41	39	38	36	35
②確保方策	(人)	41	39	38	36	35
	(箇所)	9	9	9	9	9
計画期間中の確保の内容		・				

## 2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

数値は試算

### 【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室や児童館等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。</li> </ul>		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月 120 時間以上＋月 64 時間～120 時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月 120 時間以上＋月 64 時間～120 時間の一部）
対象年齢	1年生～6年生	

### 【量の見込みと確保方策】

放課後児童健全育成事業 （学童保育）低学年	実施時期				
	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
①量の見込み（人）	404	398	393	388	381
②確保方策（人）	404	398	393	388	381
②-①	0	0	0	0	0

放課後児童健全育成事業 （学童保育）高学年	実施時期				
	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
①量の見込み（人）	280	281	283	284	285
②確保方策（人）	156	156	156	156	156
②-①	▲124	▲125	▲127	▲128	▲129
計画期間中の確保の内容	・				

※単位の「人」は実人数のこと。

### 3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

数値は試算

#### 【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室や児童館等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。</li> </ul>		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月 120 時間以上＋月 64 時間～120 時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月 120 時間以上＋月 64 時間～120 時間の一部）
対象年齢	0歳～5歳児	

#### 【量の見込みと確保方策】

子育て短期支援事業 （ショートステイ）		実施時期				
		令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
①量の見込み（人日）		139	134	129	124	119
②確保方策	（人日）	0	0	0	0	0
	（箇所）	0	0	0	0	0
②-①（人日）		▲139	▲134	▲129	▲124	▲119
計画期間中の確保の内容	・					

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のこと。

#### 4) 地域子育て支援拠点事業

数値は試算

##### 【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</li> </ul>	
対象家庭 類型	全ての家庭類型
対象年齢	0歳～2歳児

##### 【量の見込みと確保方策】

地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場)	実施時期				
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み (人回)	2,563	2,532	2,501	2,470	2,434
②確保方策 (箇所)	3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業 (箇所)	3	3	3	3	3
その他(箇所)	0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	・				

## 5) 一時預かり事業

数値は試算

### 1 幼稚園における在園時を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### 【基本情報】

・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 1 幼稚園における在園時を対象とした一時預かり（預かり保育）

対象家庭類型	タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)家庭
	タイプC	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプE	無業・無業の家庭
対象年齢	3歳~5歳児	

#### 【量の見込みと確保方策】

単位:人日

一時預かり事業		実施時期					
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
① 量の見込み	1号認定による利用	1,032	975	918	861	805	
	2号認定による利用	5,321	5,026	4,732	4,438	4,151	
② 方確保	在園児 対象型	(人日)	6,353	6,001	5,650	5,299	4,956
		(箇所)	2	2	2	2	2
計画期間中の確保の内容		・					

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のこと。

数値は試算

## 2 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

対象家庭 類型	全ての家庭類型
対象年齢	0歳～5歳児

### 【量の見込みと確保方策】

一時預かり事業			実施時期				
			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（人日）			6,813	6,575	6,340	6,106	5,870
② 確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を 除く)	(人日)	6,813	6,575	6,340	6,106	5,870
		(箇所)	8	8	8	8	8
	子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対応 強化型事業除く)	(人日)	0	0	0	0	0
		(箇所)	0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容			・				

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のこと。

## 6) 病児・病後児保育事業

数値は試算

### 【基本情報】

<p>・入院が必要でなく、重度でない病気の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等又は児童の家庭において、看護師等が一時的に保育等する事業です。</p>		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部 )
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
対象年齢	0歳～5歳児	

### 【量の見込みと確保方策】

病児・病後児保育事業		実施時期				
		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み (人日)		439	423	407	390	374
②確保方策	(人日)	0	0	0	0	0
	(箇所)	0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容		・				

## 7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

数値は試算

### 【基本情報】

・乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	
対象家庭 類型	全ての家庭類型
対象年齢	0歳～5歳児、就学時

### 【量の見込みと確保方策】

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	実施時期					
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
①量の見込み（人日）	601	593	586	578	567	
②確保方策	病児・緊急対応強化事業（人日）	0	0	0	0	0
	病死・緊急対応強化事業を除く（人日）	0	0	0	0	0
	就学後（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（箇所）	0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	・					

## 8) 利用者支援（子育て支援センター）

### 【基本情報】

・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。	
対象家庭 類型	全ての家庭類型

### 【量の見込みと確保方策】

利用者支援 (子育て支援センター)	実施時期				
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み（箇所）					
②確保方策（箇所）					
計画期間中の確保の内容	・				

## 9) 妊婦健康診査

### 【基本情報】

・妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業です。	
対象家庭 類型	全ての家庭類型

### 【量の見込みと確保方策】

妊婦健康診査		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	(人)	152	151	150	150	150
	(健診回数)	2,128	2,114	2,100	2,100	2,100
②確保方策	(健診回数)	2,128	2,114	2,100	2,100	2,100
②-①(健診回数)		0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容		・				

## 10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

### 【基本情報】

・乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。	
対象家庭 類型	全ての家庭類型

### 【量の見込みと確保方策】

乳児家庭全戸訪問事業		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	(訪問人数)	153	152	151	150	150
②確保方策	(訪問人数)	153	152	151	150	150
②-①		0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容		・				

## 11) 療育支援訪問事業

### 【基本情報】

・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	
対象家庭 類型	全ての家庭類型

### 【量の見込みと確保方策】

療育支援訪問事業		実施時期				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	(訪問回数)					
②確保方策	(訪問回数)					
②-①						
計画期間中の確保の内容		・				

## 12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

専門性強化に向けた研修会・講習会の開催や、連携強化に向けた情報共有・情報収集等を迅速に行うための取組等、より効果的な事業実施について総合的に検討します。

## **(4) 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保**

### **1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方**

保護者の働いている状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、本市でも平成30年（2018年）より幼稚園から認定こども園への移行が進み、また、新規の認定こども園が開園するなど普及が進んできました。

今後も教育・保育ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況等を総合的に勘案しながら、取組を進めていきます。

### **2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性**

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、子どもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業を行っていきます。

### **3) 関係機関との連携方策**

質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関、関係団体等との連絡・調整、連携、協働の体制を今後も整えていきます。

## **(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定※」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設と連携し適切な方法により給付を行ってまいります。

## **(6) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項**

虐待による痛ましい事件の報道などで児童虐待への認知度や理解度が高まってきており、虐待防止対策は今まで以上に取組むことが求められてきています。

本市でも通報や相談については年々増加傾向にありますが、市町村は住民の最も近くにいる行政機関として、重要な役割が求められており、本計画内第4章で定めた児童虐待防止のための事業を今後進めるに当たり、子どもの権利擁護の観点も含めて、改めて本市の方針を示し、施策を推進していきます。

### **1) 専門職雇用等による相談体制の強化**

子どもに関する相談の増加や問題の複雑化、深刻化に対応し適切な支援を行うため、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成31年（2019年）12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連携会議決定。以下「新プラン」という。）に基づき、子ども・子育て総合センターを子ども家庭総合支援拠点として早期に位置付けを行い、児童福祉司や児童心理司など専門職の配置等、総合的な体制の充実強化を図ります。

### **2) 虐待発生の予防、早期発見、早期対応**

虐待の予防のためには各担当で実施している様々な施策を活用して早期に発見し、速やかに対応することが重要であるため、母子保健担当部局や市内教育・保育施設、医療機関などと緊密な連携を図り、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めます。

### **3) 児童相談所をはじめ警察等、関係機関との連携強化**

児童相談所をはじめ福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する「要保護児童対策地域協議会」において、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報共有を行い、関係機関で役割分担の下、支援を行うとともに、その状況を定期的な評価・確認を行っていきます。

これらの支援の調整を行うためには、子ども家庭総合支援拠点として専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な人材確保や育成が必要です。さらに、様々な研修・講習会等への参加などによる体制の強化及び資質の向上を図り、関係機関と緊密に連携しながら、地域で困難を抱える家庭を身近なところで見守り、細やかな支援を実施するためのネットワークの構築に努めます。

## 参考資料

匝瑳市子ども・子育て会議条例

---

匝瑳市子ども・子育て会議 委員名簿

---

策定経過

---